

## 1 福祉保健部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第4号 令和元年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

今の参考資料のところの中で、6ページの社会福祉総務費のところの賃金、それから、もう一つ何か賃金があったんですが、職員を雇えなかったのか雇わなかったのか分かりませんが、仕事に影響はなかったんですか。

##### ○山根福祉総務課長

何とか対応させていただいたところでございます。

##### ○河村委員

要は、もともと必要なかったんじゃないかと、こう判断されても仕方がない。私は前から、社会福祉協議会の職員体制をしっかりとせんにゃいけんと、1人でいろんな仕事をやられるケースが多いんで、要は正職員もっと増やして、そういった対応が必要じゃないかと思うんで、臨時職員とかということじゃなくて対応をしていただきたいなど。仕事のできたことのほうがちょっと不思議でしょうがない。ふだんから余分にいるというふうに取り立ててもしょうがないんで、その辺りのところはしっかりと対応していただいたらと思います。

それと、7ページの総合福祉センターの運営費の中で、修繕料が、ふだんの維持管理なのか何か当初のあれを入れておりませんが、何が、結構金額的に、当初の予算が何ぼで不用額が何ぼじゃったのかをちょっと言ってもらっていいですか。

##### ○山根福祉総務課長

修繕料の部分でございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

総合福祉センター管理運営事業の修繕の部分の当初予算が351万円でございませう。支出のほうが162万2,000円で、不用額が188万7,000円でございませう。

##### ○河村委員

とすると不用額が多過ぎると思いませんか。中身を承知しておりませんが、どういったものが不用になったとかというものがなきやいけん、ちょっとパーセンテージが大き過ぎるから。

##### ○山根福祉総務課長

平成13年に建築でございまして修繕箇所も順次増えていくということで、突発の準備ということで、このような予算額を計上させていただいております。

○河村委員

通常、修繕費等については大体見積りを取って次年度発注というのが通常なんで、その辺りの対応は、予算上げる時にはしっかりお願いをしたいと思います。

それから、これは決算書の119ページ、生活困窮者自立支援事業のところ、3人の相談員で97件、繰越を入れると190件という結構物すごい数に対応されたというふうに受け取れるんですが、当初はなかなかこう、動かないという言い方はちょっと御無礼ですけど、要は生活保護にならないための支援をしようというので、社協で1人雇ったんですが、その方も途中でお辞めになったと。現行の体制はどういう状況なんですか。この今の件数的には物すごい数になっておりますが、例えば生活保護の方が、その下にたくさんの方がいらっしゃるんですが、そういうふうにならないための要は自立支援事業だと受け止めておりますが、そのあたりの因果関係を含めてちょっとお話ししていただいているいいですか。

○山根福祉総務課長

まず、体制的には、正職員2名、社会福祉士の方2名と嘱託職員1名で対応させていただいております。生活保護にならないためということでの相談でございしますが、生活保護に結びついてくるとということも数件ございます。それ以前でいろんな形で、例えば仕事探しであったり、特に件数が多いものが病気であったり障害であったりという御相談でございします。あと当然収入、生活費のことでの御相談が多うございしますので、高額医療のほうの手続を一緒にというようなことで対応したり、何とか生活をしていただくような流れにもっていつているところでございます。

○河村委員

この社会福祉士2名は、正職員という捉まえ方でいいんですか。

○山根福祉総務課長

はい。正職員2名でございします。

○河村委員

まさかと思いますが、3月で辞めちゃった人じゃないよね。

○山根福祉総務課長

現在も雇用を継続されていらっしやいます。

○河村委員

それから、99ページの上段の、これは障害者福祉費のところですが、測量登記のところで46万円がありますが、不動産鑑定もたしか入れたと思いますが、これは測量登記が46万円で、不動産鑑定については別な支払いじゃったですか。

○山根福祉総務課長

不動産鑑定につきましては、前年度、平成30年度の決算のほうで御報告をさせていただいていると思います。

○河村委員

この単価といいますか、例のつるみ幼稚園の所、不動産鑑定の結果については聞いてなかったんですが、幾らじゃったですか。

○山根福祉総務課長

鑑定価格につきましては、今後の事務に差し障りがあるかもしれませんので、お答えは差し控えさせていただけたらと思います。

○河村委員

それから、97ページの中段、地域福祉活動推進事業のところで、山口県の総合社会福祉大会の共催負担金が結構20万円とでかいんですが、総額幾らじゃったとかというような分担金のことが分かりますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

山口県総合社会福祉大会の決算につきましては、今手元に資料がございませんので、予算書でお答えをさせていただけたらと思いますが、支出、300万円の経費のうち共催負担金ということで、光市から開催市負担金ということで20万円支出をさせていただいているところでございます。

○河村委員

開催市じゃったのね、ごめんなさい。

それから、その上段の低所得者援護対策事業、生活と健康を守る会の補助金なんですが、これの主な内訳を再度お尋ねしたいと思うんですが。

○山根福祉総務課長

生活と健康を守る会の補助金につきましては、補助金額40万5,000円でございますが、会のほうの収入が141万9,000円で支出のほうが141万6,000円となっております、市の補助金は活動費53万8,000円のところに全額充当されているところでございます。

活動の内容につきましては、生活困窮者・低所得者・障害者及び高齢者等の福祉や教育に関する各種制度の新設や改善について、国・県に対し要望活動・行動を行い、生活困窮者等の生活・健康の維持や権利の保障に取り組んでおられる会でございます。

○河村委員

要は補助金の支出の中身の中で、ランクがたしか一番下じゃったと思うんですが、今のような説明を受けると必要な団体というふうに受け取れますが、もともとが、要は新聞を発行する、そういった活動状況の中で、その活動費というのが、そういった新聞の拡販とか、そういった類じゃない。その中で当然そういったいろんな情報が入ってきますから、そういう対応が可能であると、こう受け取れるわけですが、要は補助金をなくしていこうというその方針の中で、50万円ぐらいの活動費のうち市が40万円も補助せんにゃいけんということになるんですか。

○山根福祉総務課長

これまでそのような形で補助をさせていただいておりましたが、3月の新年度予算の時に御説明で触れさせていただいたと思うんですが、年次的に補助額を縮減していく動きをさせていただいておまして、本年度のことを触れてよろしいものかあれですが、1割カットといいますか、減額をさせていただいているところでございます。

○河村委員

恐らく活動の中身とのバランスなんだと思うんですよ。活動費は50万円のうちの8割を市が負担しなきゃいけないかどうかという問題なんで、今後とも引き続きいろんな意味で検討をしていただいたらと思います。

その一番上の連合遺族会の補助金の22万5,000円の主な活動費といいますか、中身が分かりますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

失礼しました。連合遺族会補助金につきましては、特別弔慰金等の市の事務代行に対する補助であったり、戦没者追悼式や各慰霊祭への参加並びに会員等への相談支援などの活動に対するもの、その他の年金受給相談や現況届の提出指導などに対する事務補助ということで支出をさせていただいているところでございます。

○河村委員

以上です。

○森戸委員

主要施策の68ページの障害者福祉についてです。共生社会の実現に向けて、中学校でのふれあい促進事業とか、あいさポーター養成研修とか、虐待予防講演会とか、さまざまなことの計画を策定して実行されてこられていると思うんですが、こういうことをやられた結果、まず一つお尋ねしますが、ふれあい促進事業ですか、これ自体はどんなことをどの程度をやられているのか、この辺からまずちょっとお知らせいただけますか。

○山根福祉総務課長

ふれあい促進事業につきましては、平成27年度から事業を開始しておりまして、平成30年度からは市内中学校全5校で実施をさせていただいております。

中身的には、福祉総務課職員による障害福祉に関する簡単な説明を冒頭でさせていただいた上で、障害のある方中学生、10名単位のグループワークをさせていただいております。

1グループ当たり2人の異なる障害のある方とのグループワークを実施しているところでございます。

グループワークにつきましては、障害のある方の日常生活や仕事の様子、生活上の工夫について、生徒からの質問をしていただいて、障害のある方が答える形を中心にしております。そのような活動でございます。

○森戸委員

今のふれあい促進事業ですか、そういうことを27年から重ねてこられて、理解が深まってきたとか、その辺のところはどのように感じてらっしゃいますか。

○山根福祉総務課長

相互理解がどの程度深まったかにつきましては、個人個人の感じ方がそれぞれあるため判断が難しいところではあるんですけども、事業実施後に感想をいただいているんですけども、障害があっても自分たちと同じように生活をしていることが分かったとか、まちで困っている人を見かけたら声をかけてみたいなどといったものがあるほか、障害のある方からは、ふれあい促進事業に参加した後、まちで中学生に声をかけてもらってうれしかったとか、障害や障害のある方への理解・支援についてある程度の理解が進んでいるものというふうに感じているところでございます。

○森戸委員

分かりました。何でこんなことを聞くかという、制度自体もさまざま変わってきましたし、ハード面でも移動円滑化の促進とか、障害者差別の解消法とか、いろいろ制度も変わってきた中で、教育的な部分でどんな取組が行われているかという意図でちょっと聞いてみたんですが、それ以外にも、あいさポーターの養成研修とか、それぞれ虐待予防の講演会とかございますけれども、その辺も含めて理解がどのように進んできたか、その辺をちょっとお願いします。

○山根福祉総務課長

ふれあい促進事業のように学齢期の方に対するこ先ほどご説明申し上げた活動であったり、あいサポーター研修につきましては、光市におきましては新任課長、管理職に対して実施しているところでございます。民間でもやっているところでございますが、市民の皆さんもそうですし、市の職員につきましても、あいサポーター研修という形で勉強させていただいているところです。

虐待予防講演会につきましても、高齢者支援課と協力をしながら、障害者・高齢者で、1年おきに開催をさせていただいておりますが、こちらのほうもいろんな方にお聞きをさせていただいております、一定の成果は出ているのではないかと感じているところでございます。

○森戸委員

バリアフリー化で言うとハードの面、ソフトの面のバリアフリーということが掲げられますので、今はソフトの面の部分のお話だと思います。ハードの面、ソフトの面でどのぐらいバリアがあるのかとか、そういうチェックっていうのはされているんですか。例えば、ハード面ならどういうふうに行われているとか、ソフト面ならどういうふうに行われているとか、いろんな公共空間とか公共施設とかさまざまあるかと思うんですが、そういう点のチェックはどのようにされているのか。

○山根福祉総務課長

バリアフリーのチェックというところで御質問を頂戴しました。福祉部署では、平成18年に市内の公共施設のスロープの設置や自動ドアの設置、多目的トイレの設置などバリアフリーの整備状況を確認して、以後定期的に状況把握しているところでございます。この部分はハード部分でございます。

ソフト部分につきましては、いろいろアンケート、今度、障害福祉計画であったり、そういうアンケート等でどういうふうな推移をしているか確認させていただいているところでございます。

○森戸委員

もう一回お尋ねしますが、定期的にやられているということなんですけど、定期的にとっているのはどういう期間でやられているんですか。年何回かとか、そういうふうな面で言うと。

○山根福祉総務課長

年に1回の調査でございます。

○森戸委員

どういうチェックをされるんですか、具体的に。利用者からの何か声が返ってくるのか、それとも職員が行って見てくるのか、その辺のところはいかがですか。

○山根福祉総務課長

市内公共施設のバリアフリー化の部分での調査をさせていただいておりますので、関係部署への照会という形で調査をさせていただいております。

○森戸委員

上がってきた部分についての改善をしたという実績はあるんですか、今まで。

○山根福祉総務課長

既存施設のバリアフリー化につきましては、努力義務というところもございますので、各施設の所管において緊急性の高い物や施設の改修等に合わせて対応をしているところでございます。

○森戸委員

努力義務は分かるんですが、例えばスロープがないとか、その程度のレベルものは普通あってしかるべきのような気がするんですけど、そういうものは率先をして取り付けるとか、声を頂いたら検討するとか、その辺のところはやられているんですか。17年以降そういう声があって、改善が特にないような気がするんですが、声自体も挙がっていなかったのか、その辺の辺はいかがですか。

○山根福祉総務課長

福祉部署に直接その施設のというのが上がってきてない状況ではあります。それぞれの施設に利用者の方がお申し出を頂いて、それぞれの施設の所管において、緊急性に応じて対応させていただいているところでございます。

○森戸委員

バリアフリーに関しては、所管はこちらですけど、それぞれの所管になるので結局のところ誰も把握してないような状況にしか、何か分かってないような気がするので、バリアフリー化を強力的に進めて共生社会を実現していこうというふうな部分には、私はちょっとその辺がどうなのかなと今お話を聞いていて思いましたので、やっぱり高齢化も非常に進んできて、本当に共生社会の実現を求めていこうとするのであれば、やはり何らかのきちんとしたチェック、どなたかがチェックをすることの仕組みが私は必要なかなと思いますので、その辺のところはぜひ御検討いただけたらと思います。

それと憩いの家はこちらでいいですか。三島、ゆーぱーくはさっき説明がありました。

主要施策の80ページ、開設をして7年でしたっけ、30年度は災害があってということ

であろうかと思いますが、年々、利用者数は落ちてきております。こういう集客する施設というのは、定期的にリニューアルを行っていかないと客数が減少していきますよね。というのは飽きられるから。これはいろんなテーマパークも含めて、定期的に修繕をしたり、リニューアルをしたりしてやられていっていると思うんですが、こういうふうに落ちてきた原因というのはどのようにお考えになられていますか。

○山根福祉総務課長

利用客が落ち込んできている原因で、私どもが今のところ考えているところは、ほかにもいろんな魅力的なものがある中で、ゆーぱーくがどういうふうに確立していくかというところで魅力的なものが総体的に落ちてきているかもしれないというところが1点ございます。

○森戸委員

ちょっと言い方が悪かったかなと思いますが、競争の激しい中でとても頑張っておられると思います。もともと、今最初に申し上げましたように定期的にリニューアルとか、そういうものを重ねていかないと、これはもう当然落ちていくんだらうかと思いますが、その辺のところはどのように考えられますか。

○山根福祉総務課長

定期的なリニューアルということで、私どもも、当初10周年で何らかのということで検討している最中ではございますが、昨今のコロナウイルスの関係で歳入も落ち込む可能性がございますので、その辺りのところでバランスを見ながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、災害時要援護者もここではありませんね。違いますね。分かりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

御説明いただきまして、ありがとうございます。103ページの高齢者就労事業についてお尋ねしたいと思います。

これについては、事業費としても3,300万円ということはかなり大きな事業費がかかっているわけですが、先程説明の中で報償費等が幾分か余ったということで、参



加者は56名であったということなんすけれども、参加者が何名か減ったということになるのかと思いますが、どれぐらい減って54万円のお金が余ったのか、その辺りもう少し詳しく教えてください。

○福原高齢者支援課長

参加者につきましては57名が56名ということで、人数的には1名の減でございます。

○畠堀委員

この目的については、先程触れられたように、高齢者の低所得の方に対する支援事業というような意味があることで捉えておりますが、この事業について近年の参加者の推移を見てどのように評価されていますか。

○福原高齢者支援課長

当初、登録者数ということで言いますと67名いらっしゃいまして、近年の参加者はおおむね57名か56名ということで推移しておりますので、基本的には低所得者に対する就労の場を提供したりとか生きがい対策作り、そういうことについての効果はあろうかと思えます。

以上です。

○畠堀委員

確かに大事なことだと思いますし、そういった意味ではきちんとそうした方たちを捉えて支援の事業として継続していくということが大変重要じゃないかと思えますけれども、その中で高齢者事業、主要施策の成果のほうにも書いてありますけれども、公園等の緑化美化に努めたということで、市内の公園緑地等9か所の清掃・除草を行ったと。これ具体的に言うとどういう所で作業されているのか教えていただけたらと思えます。

○福原高齢者支援課長

具体的な場所というお尋ねですけど、市内9か所の公共の公園緑地等の除草作業を行っております。浅江地区で3か所、これは光駅前、西河原、浅江通りでございます。あと、島田、三島地区で2か所、市民ホール、今楸公園でございます。あと、光井地区2か所、これは光井西と光井東で大きく分かれています。主にはあいぱ一くでありますとか、戦没者の慰霊碑の周辺でありますとか、市役所などになります。あと、室積地区で2か所、室積の新開、御手洗公園、以上で9か所となります。

○畠堀委員

そうすると実際に作業されているのは、市の施設を中心ということで考えてよろしいですか。

○福原高齢者支援課長

公共の場という解釈でよろしいと思います。

○畠堀委員

公共の場というのは、市の施設ということでもいいですか。

○福原高齢者支援課長

光駅前等もございますので、市というよりは公共の場という理解のほうがよろしいか  
と思います。

○畠堀委員

ほとんどのウエートとしたら市の施設ということになるんですけども、公共の場と  
しての選択というか、どういったものを選択基準として選んでおられるのか、その辺り  
の物差しはどんなふうになっているんですか。

○福原高齢者支援課長

選択の場所につきましては、関係所管、例えば建設部、あいぱ一くであれば福祉保健  
部になりますが、そういうところとの連携というか、そちらからの要請が主でして、基  
本的に場所につきましては、そういう必要とする所管課からの、この場所にしようとい  
う話し合いがありまして、人については低所得者とか高齢者の生きがい就労の場とい  
うことでこちらが提供させていただくと、そういう形になっています。

○畠堀委員

場所については連携は取れているということで理解しましたけれども、あとじゃあ実  
際にそこでどんなものを植栽していくのかとか、そういったものはどういった形で決ま  
っていくんですか。

○福原高齢者支援課長

この作業につきましては、植栽というよりは、ごみ拾いとか落ち葉拾い、またはトイ  
レ清掃、そういったものの就労になっております。ですから、企画的な植栽等は公園緑  
地課がやっております。

○畠堀委員

分かりました。改めて理解しましたけれども、緑地の管理とかということ、あとは  
清掃作業が主だということも伺いましたので、この作業については、困った方といいま  
すか、高齢者の方の支援という大きな目的がございますので、引き続き、目的は目的で  
すけれども、成果としてはいろんな成果を出していくことができるんだろうと思います  
ので、しっかり所管と連携しながら取組んでいただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

今の関連なんですけど、定員は何人でしたか。

○福原高齢者支援課長

人数は67名となっています。

○森戸委員

たしか75ぐらいだったと思ったんですが、かなり下がりましたね。

○福原高齢者支援課長

当初、平成15年、この時点では75名でしたが、その後、市場公園の方が廃止になりまして、これで67名に変更になっております。

○森戸委員

その当時から比べて金額も下がりましたか、結局、委託金額といいますか、この事業自体の金額は。

○福原高齢者支援課長

金額については、資料を持ち合わせていないので正式なお答えはできませんが、人数が減っていますので、それなりに下がっているものではないと推測されます。

○森戸委員

15年当時からそう景気が上向いたとも思えませんし、実際に廃止をするんじゃなくて別の所をやるのか、そういう選択はなかったんですか。

○福原高齢者支援課長

雇用日数も10日間と短いこともありますし、そういった形で検討はされていたとは思われますが、今までそういう選択はなかったというふうに理解しております。

○森戸委員

募集と採用と周知はどのようにやられていますか。

○福原高齢者支援課長

新規採用については、個別に募集をかけるというよりは、こういう相談、申出があったときにやると。こちらから積極的に募集はしておりません。

○森戸委員

56のうち新規は何人ですか。

○福原高齢者支援課長

56名のうち1名新規があったと聞いております。それで2名ほど辞めたと聞いております。

○森戸委員

じゃあほとんど固定化された人がやられているという状況なんですけど、本来の制度の趣旨というか事業の趣旨からすると、定員に対して枠があるわけですから、場所を作るなり周知、周知・採用についてもほとんど今いる方で決まってしまうといたしませんか、要はその人の知り合いとかそういう側面で決まってしまうように思えますので、少し公平性を欠くのではないかなと思うんです。この制度というか事業自体を知らない人も多いんじゃないかなと思うんですが、その辺はちょっと考え直されたほうがいいんじゃないですか。広く皆さんにこの仕組みが行き渡るように、誰でも出来るように、そういう公平・公正が求められるものではないんですか。

○福原高齢者支援課長

その辺りにつきましては内部で検討したいと思います。

○森戸委員

ぜひお願いします。ずっと固定化されて、それはそれでいいんですが、まだ枠もあるようですし、新たな場所を作るなり、それを求めてらっしゃる方っていうの必ずこの時代ですからおられると思いますので、それはしっかりとチェックをしていただきたいと思いますよ。特定の人だけに偏るんでなくて、その辺はしっかりとよろしく願いいたします。

それと、災害時要援護者の把握事業についてなんですけど、主要施策の78ページで、この名簿自体の活用についてはどのようなことが行われましたですか。

○福原高齢者支援課長

活用につきましては、申請に基づきコミュニティ協議会や自主防災会等への名簿の提供を行っておりますけど、どのように活用しているか、そういったものは実態把握をしておりません。しかしながら避難訓練などで適切に活用されていると聞いております。

○森戸委員

せめてどのように活用されているかぐらいは把握をしておいていただけたらと思います。そりゃそうですよね、名簿だけ出して、どのように活用されているかをチェックしてないこと自体はどうなのかなというふうに思いますよ。それと、活用されてこそ意味

がありますので、ここの所管は名簿を作成するということまでだとは聞いておりますが、結局、活用になると地域に任せたり自主防災組織に任せたりとかというようになりますので、これの名簿が実態としていきめがいくようなところまで、ぜひ責任を持ってやっていただきたいと思います。

要は同意者と登録者も含めて、支援される人も含めて、どこがどういうふうを集めていくのかっていうのは大きな課題だと思いますので、その辺も他の所管と力を合わせてやっていただけたらと思います。

以上で終わります。

#### ○河村委員

今の高齢者就労事業なんですが、対応する市内の公園や緑地等が9か所というふうに言われて、先程場所についてお話があったんですが、従前は象鼻ヶ岬のほうまで、もちろんそういう待機所もありますし、やっておられたんですが、最近そういや見なくなったなあと。象鼻ヶ岬にかけて非常に草が増えておりますが、その辺りの実態把握はされておりますか。

#### ○福原高齢者支援課長

実態把握等はしておりません。この事業自体、低所得高齢者に就労の場を提供し、生きがい作りと生活を支援するという福祉サイドの意味を持った事業でして、場所の特定、場所の選定といったところは福祉のほうではしておりません。

#### ○河村委員

だとするならば、なぜそういう変更が起こったのかという。要は、その就業場所が変更になったというのは、従前のそういった待機所はそのままなんですよ。周辺に草が生えてきたら、当然そこへ散歩に来られる方とか、一般の方は、どうかいのという反応なんです、その辺は少し感じ取ってもらえません。

#### ○福原高齢者支援課長

こういった御意見があったということは、関係所管とまた話してみたいと思います。

#### ○河村委員

浅江なんかでも、待機所は、昔の海岸沿いのとこなんか、皆残っているんですね。そういったものを含めて、例えば、もうこれで打ち切りにしようというときには、そういったものもきれいに片づけて整理をする必要があるんだろうと思いますし、もう日常的に、草は今、何ぼでも出てくるんで、そのあたりについてはしっかり対応をしていただいたらと思います。

それから、先ほど、災害時の要援護者の名簿の話があったんですが、普段の自主防災の勉強会をやったりするのに、名簿の提供を受けてやっているんですが、もちろん、終

わったらすぐ返却をしておりますので、余分な人の目に触れさすようなことはないんですけれども、普段、地域にどういう実情があるかというのは、普通の方は御存じないんですよね。そういった意味合いで、見てもらおうと。

例えば、自主防災と言われるところが、災害のときにどうやって避難さそうとかね、そこまでのことは考えてないんで、名簿の活用方法というのは非常に大事なことだとは思っておりますけど、要は、そういったものにお金がついて出ていけば対応をするのは当然なんですけど、そういったお金がないんでね。もしも、そういうことを求めるときには一緒にお金を出していただくと対応もしやすいんで、そういったところはお願いをしておきます。

それと、老人クラブの状況の中で減少しているというお話じゃったんですが、何か原因があるんでしょうか。

#### ○福原高齢者支援課長

老人クラブの状況につきましては、主要成果の78ページのほうに表がございます。これ、地区別に表がございますが、このたび、全体で、昨年に比べまして、今年が3,571人で、昨年は3,596人でございます。25人減っております。主な理由としましては、一番左の室積地区、今年642人、去年666人ですので、24人差、ここが主な理由でございます。

#### ○河村委員

なぜ減ったか。

#### ○福原高齢者支援課長

全体的には25人減って、主に室積が24人ということで、高齢者数は増えておりますが、結果的に、地区で大きく動いたということだと思います。

#### ○河村委員

要は、年寄りが増えたけれども、老人クラブに加入する人が何で減ったんかと、こういう話なんですけど、もう多様なニーズがあって、そういうのは嫌じゃという人も当然おられる中で、私のところの地域は増えているというのは、加入活動をやったから増えたんですが、今デイサービス、いきいきデイなんかやったりするのに、老人クラブを拠点にしてやると、加入促進につながるんですよ。そういう意味じゃ、老人クラブの人数を増やすことは健康づくりにも貢献するというふうにとらえていますので、要は、加入率の向上策みたいなものがないんですか。

#### ○福原高齢者支援課長

特には、現時点ではありませんが、老人クラブの会長等にも、そのあたりはちょっと伝えてみたいと思います。

○河村委員  
以上です。

○磯部委員

1点だけ確認させてください。先ほど、高齢者就労支援の事業のところ、市場公園の場所が廃止されたと、確認をしたんですが、あの当時、廃止ではなくて場所が移転したと、私は認識していたんですが、廃止されたんでしょうか。申し訳ございませんが、そこだけ確認させてください。

○福原高齢者支援課長

先ほど廃止と申しましたのが、この高齢者就労事業については、当初75名だったのが67名になったのは、場所がというよりも、就業場所が廃止されたというニュアンスで申し上げたつもりであります。

○磯部委員

申し訳ございません。その当時ですね、いつもきれいにしてくださっていたところが、いきなり清掃がなくなって、大変草ぼうぼうになって、少し、地域の方たちのクレームがございました。それをすぐに対応してくださったというのは非常にありがたかったですけども、地域のいろんなところ、市道の周りとかそのあたりを、皆様方に細かくきれいにさせていただいておりますので、今後、そのあたりも含めて、もう一度整理をしていただきたいなと思っております。私の勘違いでございました。済みません。

○森重副市長

今、委員さんから大変御心配の向きのお話がありました。誤解があったらいけませんので、先ほど課長が申し上げたことを少し補足させていただこうと思いますが、都市公園である市場公園は、室積コミュニティセンターの新築事業に伴いまして、都市公園としての機能を一部変更したところでございます。

それまでは、高齢者就労事業の作業場所として、その維持管理をしていただいておりますが、委員からの御指摘のとおり、そこが結果的に、高齢者就労事業の作業場所ではなくなったことから、現在は、建設部が事業として行っております公園美化促進事業の中で、地域の方々に管理をしていただいております。そこだけお伝えをしておこうと思います。よろしく願いいたします。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 質 疑

### ○河村委員

23ページの民生費負担金の児童福祉費負担金の中で、29万9,600円の不納欠損があったんですが、10世帯で生活苦だと、こういうお話だったんですが、生活保護の受給とか、そういうのがわかりますかね。内訳が。

### ○西村子ども家庭課長

保育料でございますので、生活保護世帯の場合は保育料が無料となりまして、こちらは、生活保護者はおりません。

以上です。

### ○河村委員

だから、生活保護になっちゃったら、今のおっしゃるとおりですが、生活苦で払えんということは、所得があるということね。そうすると、払えん状況の中で、じゃあ、その世帯は生活保護世帯に移行したのか。

だって、要は不納欠損になったということは、5年ぐらい経過したと、こういう話になるわけね。これが小学校へ行き、中学校へ行きという段階の一番最初じゃ。昔で言うたら、給食費から何から全部未納して上がっていく世帯になりよったわけで、だから、今の10世帯というのがね、単に生活苦だけで整理してええんかという問題。

### ○西村子ども家庭課長

生活保護になったかどうかということの御質問です。休憩いただいて、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

### ○西村子ども家庭課長

今、10世帯の方が生活保護になったかどうかということについては、把握しておりません。申し訳ございません。

### ○河村委員

別に生活保護になったかどうかは問題ではなくて、恐らく、これからの先を考えたときに、不納欠損で落としたということは、その前の5年前ということで、現実がどうかという心配があるんで、こういう問題は、最初の要は未納になったときにきちっと整理をする必要があると思いますのでね、ぜひそういう対応を心がけていただいたらと思います。

以上です。

### ○森戸委員



ちょっと確認ですが、主要施策の成果で、84ページの子育て支援のわ事業で、園庭開放とか園開放が利用者が減少。これは2月、3月のコロナによる減少と考えてよろしいですかね。

○西村子ども家庭課長

これは令和元年度の方ですが、こちらは特にコロナというわけではなく、理由としては3つございまして、1つ目は少子化による児童数の減少、2つ目が保育園への入園が低年齢化していること。0歳、1歳からの入園が増えて、園庭開放とかに来る世代が減ったと。3つ目が、受入れ体制、公立も私立もですけども、大体、臨時職員が対応しておりますが、その確保が非常に困難で、なかなかできないというのが現状でございます。

○森戸委員

了解しましたが、これは改善に向けてとか、そういうのはないんですね。臨時職員さん自体が確保できんと、そういうこともできないんでしょうから、今後もこういうような感じでしょうね。

○西村子ども家庭課長

先ほども御説明しましたけども、保育園への入園の低年齢化が進んでおりますので、先ほども御説明しましたけど、チャイベビステーションなども利用が減っておりますので、その辺については今後、ニーズとかを踏まえながら、効率的な方法を考えたいと思います。

○森戸委員

よろしくをお願いします。

それと、88ページの光市子ども相談センターきゅっとののところなんですけど、対応延べ件数、年々増加をして、令和元年で6,420件ということで、新規の部分も含めて、相談に乗られて、実際に改善した部分というのにはどんなものがあるのか、お聞かせいただけますか。

○西村子ども家庭課長

改善した例ということでご紹介させていただきます。

まず、子供のいろんな改善方法があると思うんですが、1つは子供の生活環境がよくなったということ、後は保護者の負担軽減、あるいはその両方というのもございます。

まず、子供の生活環境の改善した例でございますけども、子供が学校で自ら、学校の先生に、義理の母から暴言、暴力があると訴えたとか、学校から相談がありまして、親族に預かっていただけるよう調整したものがございます。親族も義理の母と子供の関係の悪さを非常に心配しておりましたので、子供からの訴えをきっかけに、子供がそちらの親族のほうに面倒を見てもらうということになったということで、子供の心が安定した

というか、そういったものが1つございます。

次に、保護者の負担軽減と育児の意識の改善をしたという例でございますけども、子供の身体にあざがあるという通告を受けまして、父母と面接をしました。そうすると、父母ともに、かあーっとなると子供に手が出るんだという、育児のストレスというか、そういったものがあるということがございましたので、父母に対して、臨床心理士の相談を入れまして、アンガーコントロール、怒りをどうやって収めるかとか、子供への接し方について助言をいたしました。

現在も関係機関で、この父母に対して見守り活動をしておりまして、父母ともに改善しようという意思は見られます。

それと、最後にもう1つ、御紹介させていただきましますのが、子供の養育環境の改善と保護者の負担軽減ということで、精神疾患のある母が、家庭で子供を養育することに困難さを訴えてきたという例がございました。こちらも、子供への適切な声かけとか、事故防止とか、育児ができないというような状況にあったために、母の育児負担の軽減を図るために、職員が母と一緒に保育園と調整をして、保育園に早いうちに入所をさせ、母親の負担軽減と子供の養育的などころを、確保したという例がございます。

以上です。

#### ○森戸委員

やはり、相談事業というのも、本当大切だなと思いますし、成功事例も含めて、対応事例の宝庫といいますか、それ自体を今後は共有化することができたらいいなと思いますし、今、アンガーコントロールのお話ありましたが、私も一度、そのアンガーコントロールの講習にも出たことがありまして、非常に役に立つと思いますか、また、新たな政策に、子ども家庭課の中でその中からいいものをチョイスされて、新たな政策に結びつけていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

説 明：田中健康増進課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

がん検診が伸びない。ずっと伸びないんですが、何か、今年度の対策のようなものがあつたんですか。

##### ○田中健康増進課長

がん検診につきましては、主要施策の成果の109ページの受診状況を掲載しております。

今年度の対策というところでございますが、集団健診における日曜日健診を平成30年度から導入し2年目になっておりましたが、日曜日という受診の機会を確保する。その

ほか、がん検診すすめ隊による啓発等を行っておりました。

○河村委員

日曜日のがん検診というのはどこでやりよったんです。

○田中健康増進課長

あいぱ一くで1日実施しておりました。

○河村委員

年間で1回という意味なんですか。

○田中健康増進課長

年間で1回でございます。

○河村委員

ずっと受診率が伸びないということは言われていることなんで、もっと何かというところまではいかなかったというふうな解釈でええんですか。それとも、そこまでお金をかけてやる効果がないという話なんですか。

○田中健康増進課長

受診率向上対策につきましては、啓発強化などに努めておりますが、一部のがん検診は増加しておりますが、横ばいの状況という状況が多くなってございます。

令和元年度については、がん検診受診率は若干上昇の傾向が見られてはいたのですが、がん検診の個別検診が2月末までの実施というところがございまして、最後のところで、新型コロナウイルスの影響も若干受けたという状況もございまして、横ばいの状況になってしまったと考えております。

以上です。

○河村委員

125ページの下段の救急医療病院群輪番制病院事業負担金で、休日が5日、夜間が3回というふうに言われたんですが、この救急医療の輪番と休日診療所のかかわりというのはどうなんですか。これは徳中かなんかを指すわけ。

○田中健康増進課長

救急医療病院群輪番制病院運営事業につきましては、二次救急医療体制を確保するためのものという形で、休日は管内の5病院、夜間は3病院で輪番制になっております。休日診療所におきましては、休日の一次医療を確保するためという形で運営を行っております。

○河村委員

すいません。ちょっと認識が足らんかったんですが、二次救急で休日5病院と言われたんですが、市内のと、こういう意味合いなんです。ちょっとそれを教えてもらっていいですか。

○田中健康増進課長

休日の5病院でございますが、管内の5病院となります。徳山中央病院、徳山医師会病院、周南記念病院、新南陽市民病院、光総合病院の5病院となっております。

○河村委員

じゃあ、光では、光市立総合病院が二次救急の指定になっていると。例えば、救急車の搬送なんかがある場合に、どの程度発生して受入れをしてもらいよるんじゃろか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それから、127ページの食生活改善推進員の訪問活動のところ、健康教室の説明の中で、食材についての話もあったんですが、もうちょっと詳しくお知らせいただけますか。

○田中健康増進課長

各地区のコミュニティセンターで開催しております健康教室について、食材・資料代の一部補助という形で、1人の参加者について150円を、この委託料の中から出しております。

以上です。

○河村委員

目的がちょっと理解できないところがあるんですが、通常は、どこへ行っても皆、食材は自分持ちということになっていると思うんです。例えば、それ参加している人も150円では当然足りませんから、自分で負担金を払っているんで、その150円があるから参加しやすいという環境があるのか。

○田中健康増進課長

健康教室につきましては、委員仰せのように、参加者の自己負担金というのを徴収して行っております。150円については、資料代と食材の補助という形で、調理実習にかかる全体の調味料等の購入等に充てられているものでございます。

○河村委員

じゃあ、純然たる自分が食べるものというよりは、調味料とか、みんなで教室に使うものだと、そういう認識でいいんですね。

○田中健康増進課長

はい。全体に使うものの一部の補助も含んでいるものと御理解いただければと思います。

○河村委員

わかりました。通常、自分が食べるものは自分で出すというのが今、どこへ行ってもそういう状況起きてますので、そのあたりのところについては、留意をしていただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

聞き漏らしたので、主要施策の成果の96ページで、ファミリーサポートセンターの活動状況のところ、保育所・幼稚園とか、送迎をやらなくなったのは何か理由がありましたっけ。保険関係の問題とか、そんな感じだったですかね。

○西村子ども家庭課長

送迎がなくなった理由は、前年度までは御家族が体調不良などで、保育園に毎日送迎をお願いしていたという、ヘビーユーザーと言うんですかね、そういうのがあったのが、小学校に上がられてなくなったと。たまたま、このときはゼロだったということでございます。

○森戸委員

はい、了解しました。

それと、この総合計画評価書についてお尋ねしてもいいですかね。福祉に関連するところなんですけど、ちょっと見解をお聞かせいただきたいのが、17ページで、合計特殊出生率が令和元年、総合計画策定時からするとアップしたという部分に関しては、どのようにとらえていらっしゃるのか。子育て支援策とか母子保健対策とか、いろんな策が功を奏してこのようになったんでしょうけど、その辺のところはどのようにとらえているか。それとも、このアップは山口県の中で全県的な状況なのか、その辺のところも含めてお聞かせいただけたらと思いますが、もし、答えることが可能であれば。

○西村子ども家庭課長

この合計特殊出生率につきましては、委員が言われるとおり、分析をしておりますので、検討させていただけたらと思います。

○森戸委員

全国的に比較すると高いものではありませんけれども、アップをしています。22ページを見ると婚姻率がアップしていますが、希望する子供の数は非常に低いところにあるというところがありますので、ぜひ分析をしていただけたらと思います。

○河村委員

総合評価のほうの8ページで、福祉ボランティアの登録者数、あるいは活動に参加している人の割合がD評価ということなんですが、何か対策のようなものがあります。

○山根福祉総務課長

9ページのところに福祉ボランティア登録者数、近況値では令和元年396人というふうになっております。30年は7月豪雨の関係でボランティアが相当数増えているところではございますが、なかなか定着がかないませんでしたので、このようなD評価になっております。このあたりも、社会福祉協議会等と連携をとりながら、何とか増加の方向に進めていくように努力をしてまいりたいと考えております。

○河村委員

全く知らなかったですね、恥ずかしい話やけど。ただ去年でしょうか、今年になってから、地域の中で、みんなでまとまって入ったんですが、啓発活動が進んでない。当然、地域にはそういう人がたくさんいらっしゃるんで、ちゃんとお話をすれば、返ってくる返事が届いてないんですよ。そのために、今の396人、1万人当たりということですから、全体的には多い数字やろうと思いますが、知らにやあそりやあね。

例えば、広報へ載せたら、それがみんなに知らしめるのかと言えばそんなことじゃなくて、いろんな機会を通じて啓発をすることでないと、周知は図れませんので、防災訓練をやったりというところで、そういうようなことをやっていただくと。要するに、Dランクというのがあったら、通常は対策をどうするかということを考えてやるはずなんで、その対策がぼやっとしてしていると、絶対に増えるはずなんで、そのあたりのところはしっかりみんなで会議をして、案を出していただくことが大事じゃろうと思います。

それで、さっき救急医療体制、今、休日と夜間についてのお話をしたんですが、たしか、救急医療体制は福祉なんよね。今、救急車が来るのには5分程度で現場に到着する。そこから、現場で30分から、ひどいときには1時間ぐらい、現地で救急車が出発するまで時間がかかるわけですよ。その対応策は、けがや病気の内容であるとか、それをどうするかというようなシミュレーションをつくることで、ある程度解決すると私は思うんですよ。その辺のところは、どういうふうになっていますか。

○松村福祉保健部長

救急搬送に関することですので、福祉保健部の所管では非常にお答えが難しいんです

けれども。

○河村委員

だから、搬送することはそうなんです、シミュレーションを考えることはあなたのところの仕事だと私は思うんですが。

○松村福祉保健部長

その患者さんの状況にもよりますし、どういう方がどういうときとどのような情報まで、私どものほうに逐一情報提供があるわけではないので、消防のほうに話はしてみますけれども、なかなか、うちのほうで考えるというのは難しいのかなと考えます。

○河村委員

相手が人間ですから、現場ではいろんなことがあって、対応はこうだという決め方はできないんですよ。でも、現場で30分から1時間待機しているという事実はあるわけです。ならそれを、こういうケースの場合にはどのようなシミュレーションは、やっぱり、救急医療体制の中で考えていくべきだと私は思うんですよ。そうせにゃあ、現場へ任せとったら、いつまでたっても、絶対改善できませんから、現場とはこういうものだという認識になるんで、それを改善するために、知の部分、福祉がどういう役割を果たすかというのが大事だと思われるんで、早いうちに検討していただくようお願いをしておきます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第7号 令和元年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

245ページ中段のコンビニ収納のところでちょっと教えてください。

手数料の考え方をちょっと聞きたいんですが、昔、納税組合なんかあって、手数料を払うちゃいけんということで、やめましたよね。この手数料の考え方というのはどういう考え方なんですか。

○福原高齢者支援課長

手数料自体は介護保険がというよりは、市の税金等に準じておりますけど、決まった額で、1件当たり約60円だったと思います。

○河村委員

具体的な案じゃなくて考え方。

○福原高齢者支援課長

考え方につきましては、正確に把握しておりませんが、コンビニ等と協定を結んでおりまして、協議の上、決定したと認識しております。

○河村委員

前置きを言うたと思うんですが、要するに、昔は、市のいろんな税金を徴収したりするところで、納税組合をつくって手数料を払いよったんですが、それは出しちゃいけないということで、納税組合やめたんやね、皆。それを今回はコンビニで徴収することで手数料は払うと。だから、その考え方がちょっと理解が難しいんで、どういう整合性をとったのか、それを教えてほしい。

○福原高齢者支援課長

介護保険単独でというよりは、市全体で収納対策課で契約しているものでございますので、詳しいそのあたりのものは存じておりません。

○森重副市長

従前は、納税組合を設立をして、税の徴収をしていただいたということがありました。その後、納税組合に対するいわゆる報奨費的な支出についてはどうなのかというような議論を踏まえた上で、納税組合の報奨費を廃止した経緯がございます。

本日御説明を申し上げたコンビニ収納につきましては、多様な収納機会を創出する目的で開始いたしました。

納付は、金融機関と市の窓口等でしていただくわけですが、生活習慣の多様化で、役所や金融機関の取扱いができない時間帯でも、納税者の立場に立って、あらゆる納税環境を整備することが行政機関としても必要だという観点を踏まえたものであります。委員からの御指摘とは異なりますが、納税組合に対する報奨費については廃止をしましたが、コンビニエンスストアでの納付に対する手数料として1件幾らという形でお支払いをしていると御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○河村委員



大体、意味するところは分かるんですが、要は手数料を払うことに間違いはない。例えば、銀行だって金額によっちゃあ当然、手数料を取るわけですから。

そうすると、従前のその納税組合がまずかったんかとかこういう話になってくるんですが。「それは、ええ」と、「納税組合は合法だ」と、こういうふうに捉えられるので。そのあたりの整理を、市全体としてやっていただく必要があると思いますので、お願いをしておきます。

それから、247ページの、日常生活圏域ニーズ調査委託料99万円というのがあるんですが、市民協議会事業と合わせて結構な金額になるんですが、どういう内容かちょっと教えてください。

○福原高齢者支援課長

この99万円の委託でございますが、これは令和2度に策定する第8期介護保険事業計画、こちらの基礎調査となるべきもので、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況の把握、こういったものを目的に実施しております。

市内在住、65歳以上の2,000人の方を対象としておりまして、そのうち回収率78.7%で1,574名から回答をいただきまして、こういったデータを基に、今現在、第8期介護保険事業計画を作成中でございます。

以上です。

○河村委員

私が今、対象者だったことに気がついたんですが。それは、全員に調査票か何か行ったの。

○福原高齢者支援課長

全員ということになりますと、65歳以上の方が1万7,000人からいらっしゃるの、こちらから2,000名の方を無作為に選出して出しております。

○河村委員

はい、ええです。

○森戸委員

主要施策の成果300ページなんですが、高齢者虐待への対応と啓発活動ということで。相談件数が173件あって、対応したのが31件、虐待と認定されたのが、令和元年度は5件ということで。子供の虐待等の部分と比較をすると、子供の虐待のほうが、主要施策の88ページで見ると、相談件数が令和元年度でいうと232件で、虐待が29件というようなことであります。人口の比率でいうと十数%と、3割5分を超える高齢者の部分のところという、今後、増えてくるであろうとも思えますし。

子供の虐待のほうには脚光を浴びるわけですけど、ここの部分はあまり議会の中でも、

そんなに今までやり取りが少なかった部分かなあと思いますので。ちょっとこの辺のところの相談体制、「きゅっと」と比べると相談体制もどうなのか、その辺の比較と。

高齢者の虐待の状況は、私はちょっと深刻なのかなあとと思うんですが、その辺はどう捉えているのかということと。

要保護児童対策地域協議会っていうのがありますよね、子供のほうは。高齢者でいうと、その認定は誰がどのようにするのか。その辺のところから教えていただけますかね。

#### ○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

まず、高齢者虐待の相談体制ということですが、高齢者の虐待の相談窓口は地域包括支援センターとなっておりますことより、地域包括支援センターの職員のほうで対応をさせていただいております。

高齢者の虐待をどのように捉えているかということですが、主要施策の300ページ、(ア)の「虐待の対応」で、虐待の可能性のある対応の件数が、令和元年度は31件、平成30年度は26件とありますように、年々増えていると感じております。これはやっぱり高齢者が増えていることや、独居高齢者、家族、身寄りのない方、それと認知症高齢者が多いというところで、高齢者虐待も増えてきているのではないかと感じております。

虐待の認定をどのようにしているかということですが、高齢者支援課の中で担当職員、課長等で、調査や訪問調査で知り得た情報を確認をいたしまして、認定等しております。

ただ、課の中での認定が難しい場合は、県のほう等に専門家の派遣を要請等できますので、専門家の御意見を聞きながら認定等をさせていただいているところです。

以上です。

#### ○森戸委員

もう一点、今後増えてくる可能性もあるし、そのこのところの人口も多いですから、この今の体制で十分なのかどうか。「きゅっと」の部分や地域包括等を比較をして、それと、この件数からして。その辺はどうですか、十分なんですか。それとも、もっともつとやっていかなければならない領域なんですか。その辺のところの考えが分かれば、お願いします。

#### ○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

今後の体制についてですけれども、今の地域包括支援センターの現体制では、いろいろな業務を十分に対応することは難しいと判断いたしまして、包括の運営体制を見直しまして、委託包括という形で役割分担をいたしまして、直営の地域包括支援センターのほうで、このような虐待とか、ほかの事業を充実できるように、対応を図ろうとしているところがございます。

○森戸委員

分かりました。トータルな相談件数は両方比較すると、それほど変わらないような気がしますので。この主要施策に書いてある件数からすると。

でも、今後の人口が増加をしていく部分を考えると、少しちょっと深刻に、私は捉えています。私のほうもまた勉強していきたいなと思いますので。対応のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点が、302ページの、介護費用適正化緊急対策事業がございしますが、これについては、認定された件数っていうのは何件ですか。要は、適正化した件数。

○福原高齢者支援課長

302ページのほうにありますように、ケアプラン等のチェックを行う事業でありまして、正確に、昨年度何件ということでお答えできませんが、誤りといいますか、チェックして不適當な場合は、連絡等をしていると聞いております。

以上です。

○森戸委員

それは、不適當なのか、不当な請求をしているのか、その辺のところはどのように見分けているのか。もし、不当な請求だったら、何らかの罰則の規定があるんですか。

○福原高齢者支援課長

介護保険の場合、そういうサービス事業者等の検査等も市のほうで行っております。そういうときにチェック表等とかをお渡ししておりますし、「こういうところを直せ」といった指導をしています。

それで、ここでいう介護保険のケアプラン等のチェックにつきましては、不当な請求はないと聞いておりますが、記載誤りでありますとか、誤って1つの単価が間違えていたとか、加算が取れないものを取っていたとか、そういうものが対象になると認識しております。

○森戸委員

いや、それは分かったんですけど、不当な請求、もしあった場合は、何らかの罰則があるんですか。

○福原高齢者支援課長

法的な罰則があると認識はしておりますが、具体的にどういった罰則というのは、今、把握しておりません。

○森戸委員

また教えてください。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

## 2 環境部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第4号 令和元年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○萬谷委員

主要施策の102ページで、決算のほうは121ページかな。環境フェスティバル実行委員会主催の20万円、そして、エコフェスタを12月8日に開催しましたと書いてありますが、まず、これ何人ぐらい来場者があったか教えてください。

##### ○植本環境政策課長

約1,500人参加でございます。

##### ○萬谷委員

これは前回と比べて増えたんですかね、どうでしょうか。

##### ○植本環境政策課長

平成30年度につきましては、7月豪雨災害により中止いたしましたので、その前の平成29年度は1,300人となっておりますことから、多少増えたということになります。

##### ○萬谷委員

これには、たしか協賛企業が何社かついていたと思うんですけど、それが何社ぐらいついたら、それと、もしついているならば、この20万円とは別に協賛金があったのか、合計ぐらいで構いませんので教えてくださいいいですか。

##### ○植本環境政策課長

協賛金につきましては、市の関係団体も含めまして4つの組織から頂いておりまして、合計で11万5,000円頂いています。

以上でございます。

##### ○萬谷委員

じゃあ、20万円と別に11万5,000円、だから31万5,000円という認識でよろしいですか。

##### ○植本環境政策課長

協賛金と交付金は別に頂いていまして、それ以外に、ほかのもろもろの収入がございまして、合わせて50万円程度の予算となっております。

以上でございます。

○萬谷委員

先ほどの1,300人から1,500人というところで、このエコフェスタについては好評だったと認識をしております。だけど、今年はコロナの影響で、いろんな行事が中止になっておりますが、このエコフェスタも、やるというようなアナウンスが、ちょっと聞こえてこないんですけども、今年はどうされるか、何かあるんだったら教えてください。

○植本環境政策課長

この光エコフェスタにつきましては、環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的といたしまして設置されました光市環境フェスティバル実行委員会が開催することになっており、その実行委員会におきまして、定期的な準備等の会議を実施してきているところでございます。

ただ、こうした中、昨年12月に開催したフェスタでは、実行委員4人での準備、開催となりまして、委員一人一人につきまして多大な負担が生じました。そのことを踏まえ、その直後の実行委員会議におきまして、次回、来年度の開催に当たりましては、委員数の増加に伴う体制強化が不可欠であるという認識のもとで、開催に向けた準備等を進める直前の今年3月までを期限といたしまして、各委員により新規委員の勧誘に努められたところでございます。

しかしながら、期限までに1人の委員の獲得にも至りませんでしたので、本年4月に実行委員会が解散され、これにより本年度の開催ができなくなりました。

これを受けまして、環境政策課といたしましては、実行委員会の本来の目的でありました環境問題に対する市民意識の高揚を引き続き図るために、その後も他のイベントの活用など、別の手法も含めまして検討を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、それらについても中止となっている状況でございます。

以上でございます。

○萬谷委員

この実行委員会のメンバーが少なくなって負担が大きくなって、それで簡単に言えば、こんな少ない人数でやっちょられんという感じで解散になってしまったというふうな認識で聞こえたんですけども。今回は、それにプラス、コロナの問題もありますし、今回は中止をするけど、環境部としては、また次年度も、例えば実行委員会をきちんと整備し直して、このエコフェスタを続ける御意思はあるのかどうかだけ、ちょっといただきたい。

○植本環境政策課長

環境部といたしましては、環境基本計画にも地球温暖化の環境問題につきまして、市民の方々への周知啓発に継続的に取り組むとしておりますことから、このような新型コ

ロナウイルスの影響を受ける中で、従前のイベント型の形式等を見直すなど別のやり方も検討してみて、新型コロナウイルスの影響を受けない形での取組等について、いろいろ研究を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○萬谷委員

今年はやらないというのは、もう間違いないんですね。

○植本環境政策課長

間違いございません。

○萬谷委員

了解です。フェスはすごく好評だったというイメージがありますので、何かしら、やっぱり環境に対する取組に関しても一助になっていたと思っています。だから、そういう意味では全てがなくなってしまうのも残念だなと思っていますので。今年に関しては致し方ないところもあるかもしれませんが、来年以降、その辺の取組もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○河村委員

129ページの公害対策のところ、悪臭測定ということで41万円、アンモニアとか通常やっている年間の委託料だと思うんですが、最近、いろんな苦情等が上がってきたりすると、そういったときの悪臭とかいうものは、どういうふう処理をされるんですか。

○植本環境政策課長

そういった悪臭の苦情につきましては、まず国が定めております22項目の特定悪臭物質に該当するかどうかで、その特定悪臭物質に該当すれば、指定された地域につきましては許容限度の制約を受けるということになっておりますので、それに従いまして、まずはその物質かどうか、もしその物質であれば、その許容限度の範囲内であるかどうかということでもあります。こちらのほうで現地に行って、確認をさせていただいているところでもあります。

○河村委員

22項目に該当するかどうかというのは、それは発生元に、そういう薬剤といいますか、そういうものを使っているというのが前提でというふう解釈していいんですか。

○植本環境政策課長

そのとおりでございます。

○河村委員

例えば、最近、コインランドリーがはやっていますよね。で、たくさんできる中で、機械そのものにそういったものを使っているわけじゃありませんが、洗濯物を持ってくる人が当然、どんなものを持ってくるか分かりませんよね、洗剤とかいうことを含めて。そんなときは、どういうふうに調査をするんですか。

○植本環境政策課長

コインランドリーでの柔軟剤とかになるろうかと思うんですけど、そうした場合は、明らかな特定悪臭物質に該当しないということで、そういった苦情に来られる方に対して、こちらもお話を聞いて、例えばコインランドリーでしたら経営者の方に、そういった苦情があるということをお話させていただいて、双方で話し合いで解決することを基本として、こちらが橋渡しというか、そこは連携というか話し合いを進めていただくように努めております。

以上です。

○河村委員

分かりました。昔なら煙突でも高くするとか、そんなこともあつたらうと思いますが、最近はなかなか世知辛い世の中なんでそういう対応が難しいと思いますので、しっかり協議をしていただいたらと思います。

それから131ページ、墓地のところ、いつも借り上げ料の話はさせていただくんですが、土地台帳の話をしたと思うんですけども、連絡はしておるとい話でしたが、市内にどの程度の今の市営墓地といいますか、市が管理している墓地というのがあるのでしょうか。

○植本環境政策課長

市内の墓地の数でございますが、これについては把握はできておりません。ただ、市内で登記の地目が墓地のものについては1,400程度ありまして、ただ、墓地といえども、地目が墓地だけではないところもありますので、1,400程度から、それから多少上積みされる数ではないかと推測をしております。

ただ、その中で1,400程度の中で79、80程度が光市名義の墓地の地目でございますので、その辺については把握しているところでございます。

以上です。

○河村委員

墓地が登記上の問題を含めて1,400という話なんだろうと思いますが、昔のつくった墓地で、山の中に放置されて、墓でないところっていっぱいあるんよ。だから、墓地台帳をという話をしたんで、墓地法が制定されてからは、公設なのか、あるいは宗教法人なのかと



いう限定なんで、そのあたりのところについては、そういったところと協力して、しっかり台帳整理をされなければ、今後難しいのではないのかなど。

特に、市営、まあ底地が市で荒れているところのその管理については、周辺環境を含めて結構大変なんです。外灯もなかったりして夜は暗いとかいうことにもなるんで、79件ほど市の墓地があるということですから、少なくともそれだけはしっかり台帳めいたものをですね、それはあるんですか、市の墓地は。

○植本環境政策課長

それについての台帳のようなものはございませんので、現在、底地が光市の墓地につきましては、徐々に台帳整理のための実態調査を進めているところでございます。

○河村委員

できれば、管理組合等を含めて、しっかり調査をしていただけたらと思います。

それと、さっきのところちょっと忘れておったんですが、工場排水だけではなくて、今、要は瀬戸内海に河川として水を放流している、本来、調査をしなければいけないということにもなるんですが、そういう河川というのは、どのくらいあるんですか。

○植本環境政策課長

瀬戸内海に放流している河川の数については、把握はしておりませんが、ただ、海域とか、島田川、光井川、田布施川、そういった河川につきましては、法律によって国が常時監視するということが義務づけられておりまして、それに光市も補足する形で中小河川の監視というものをやっているところでございます。

○河村委員

要は、新規に、じゃあ瀬戸内海に放流することはできんよね。

○植本環境政策課長

県の許可が必要になろうかと思えます。

○河村委員

そのあたりのところも含めて、要は、その真ん中のところに、瀬戸内海環境保全協会というところがある負担金出していますので、そういった意味合いで、しっかりよく勉強していただいて、雨水排水等についても、しっかりした対応をとっていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

## 質 疑

### ○河村委員

今の参考資料の8ページのところで説明をされたんですが、不用額がたくさん、しかもそのごみ収集、あるいはリサイクルについてということなんですが、そういう意識の低下がということなんですが、何か分析はされています。

### ○小山環境事業課長兼深山浄苑長

分析については、特段してはいないんですが、ただ、昨今の状況から見ますと、資源回収の量そのものがペーパーレス等の影響によりまして、量が減っておるといような状況が考えられるのではないかと考えております。

### ○河村委員

まだ実感的には、そこまで行っていないような気がするんですが、リサイクルをしようという意欲が下がらないようなモチベーションを高めるようお願いをしたらと思います。

決算書の133ページで、指定ごみ袋の取扱手数料というよりも、今のごみ袋については、最近はもう価格は一定なんじゃないかなとこう思うんですが、当初は安売りがあつたりというようなことも懸念をされておりましたが、ある程度、どこで販売してもそういう形じゃないですか。

### ○小山環境事業課長兼深山浄苑長

可燃ごみ袋、不燃ごみ袋の販売料金につきましては、全て定額で販売をしております。

### ○河村委員

もともと、指定ごみ袋を始めるときには、将来のごみ処理費を獲得するためということも含めて、導入したわけですが、価格が安定してきたのであれば、多少はその目的を達成するための、そういった費用に回せるような仕組みづくりというのは考えておられますか。

### ○小山環境事業課長兼深山浄苑長

ごみ袋の作成につきましては、毎年度入札をかけておりますが、そのときの社会状況によりまして、値段等につきましては多少上がったり下がったりということがありますので、一概に価格が一定になったとは思っておりません。

以上です。

### ○河村委員

まあ考え方なんですが、要は、それは安定したと言え、値段上げると、こういう話をしてほしいとは思いませんが、もう導入から一定の年数を経過していますので、要は、次

の作業へ向けての検討は始めなきやいけない時期に来ているのではないかなと、そんな思いでちょっと発言をしました。

それから、その下の、牛島の焼却炉のところで修繕料が300万円というお話があったんですが、牛島のごみは焼却しよるのかな。この焼却炉はどういう意味ですか。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

牛島地区につきましては、可燃ごみは、その焼却炉2基で、牛島で燃やして処理をしておりますが、不燃物に関しましては、船でこちらのほうに運搬して、エコパークのほうで処理をしております。

○河村委員

不燃ごみは、当然、船で運搬するのは分かるんですが、可燃ごみについて、一般家庭でも、今燃やしちゃいけないということで恋路のほうへ皆搬送しますよね。この牛島の焼却炉は、そういった環境面での排出基準等にはマッチしたもののなんですか。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

牛島に設置しております焼却炉につきましては、基準をクリアーしたものを設置しております。

○河村委員

何か、どこそこ製の何というあれがあるんですか。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

どどこ製ということの資料は持ち合わせてはいないんですが、ダイオキシン等、燃焼温度等はクリアーしていることは認識しております。

○河村委員

燃焼温度をクリアーしているということは、例えば、1,000℃、焼却温度がなっていると、そういう類いのことを言われるわけですか。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

燃焼温度につきましては、その基準をクリアーしないとそういったものは設置できませんので、購入時には基準を全てクリアーしたものを牛島に2基設置したところであります。

○河村委員

分からんことはないんですが、私の認識不足なんだろうが、なかなかそういった環境基準をクリアーするって難しいんで、今回の修繕がどういう修繕じゃったのかなとい

うのが、すごい気になりますので、またの機会に、お尋ねをさせていただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

136ページの不法投棄対策なんですけど、環境事業でいいんですよね、主要施策。これ、各種類、不法投棄のごみが、それぞれ減ってきているんですけど、これ自体、回収事業、街角の環境美化推進事業ですから、実際、回収される量が減っているということなんでしょ、本当に、不法投棄自体が減っているのかどうか、その辺のところは、どう捉えているんですか。私はそういうふうには見えないんですけど、いかがですかね。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

不法投棄に関する件でございますが、この件数といいますか、袋の数につきましては、このまちかど環境美化推進事業の委託に関しては、回数を減らしたということもありますので、若干その分の影響があるのではないかと想定はされますが、不法投棄の量が減ったかどうかにつきましては、このごみ袋だけの分では、なかなか難しい面もあらうかと思えます。

不法投棄については、パトロールを強化しながら、環境美化に努めてまいりたいと思っております。

○森戸委員

了解しました。

説 明：山本下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

135ページの浄化槽設置事業の中で、区域内3件と言われたんですが、どのあたりでどういうあれじゃったですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

区域内補助3件でございますが、これにつきましては、室積以外の地区におきまして、下水道の整備が当面見込まれない区域等に対して補助をしたものでございます。

以上でございます。

○河村委員

室積以外であらうがなかろうが、そんなことが問題じゃなくて、要は、本管が来ていない、あるいは枝管も来ていないちゅうのは当然想定できるわけですが、どこの地区の

どういうところなのかというのを言うてもらわんと。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○山本下水道課下水道技術担当課長

区域内の認可補助、3件ですが、いずれも下水道管が来ていないところがございます。場所といたしましては、中央6丁目が1か所、三井3丁目が2か所、以上の3か所でございます。

○森戸委員

ちょっとお尋ねするのを忘れちゃったんですが、主要施策の成果の123ページで、苦情処理件数、野焼きに関するものということで、26件中、大気汚染のところは野焼きに関するものなのかなと思います。この野焼きに関しては、どういう状態の通報ですかね。要は、農業用なのか、単にごみを焼きよったのか、その辺のところは。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

大気汚染の中で、野焼きの内訳ですが、この14件の中で、農業に関するもの、あるいは、そのほかのものということの区分については、今詳細なものを持っておりません。基本的には、農業に関しても苦情が入れば、当然軽微なものという扱いになりませんので、環境事業課としては、あくまでも野焼きということで処理をしておりますので、農業、あるいはそういったものでないにしても、全て野焼きという形で対処しております。

○森戸委員

農業用に関しては、どういうふうな扱いになりますか。扱いというのは、いいのか悪いのか、農家の方が畔の草を焼かれたりするケースは、これ自体はどうなんですか。違法なのか、そうではないのか。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

違法かどうかということですけども、基本的に野焼きは禁止ですが、例外として認められるものがございまして、それが今委員さんが言われるように、農業に関するものです。ただし、農業に関しても、近隣住民の方に迷惑をかけるということになれば、それはだめだということになりますので、基本的な考えは、あくまでも野焼きは禁止となります。ただし、そういった条件的なものがクリアされれば、軽微なものという扱いになるのではないかなと思います。

○森戸委員

そうは言いながらも、一般的にはよく焼かれていますし、通報があつて消防が来るケースもあるし、そうじゃないケースもあるし、焼かれる方にとっては不公平じゃない

かというふうな声はすごくあるんですね。その辺のところは、どうすればええですかね。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

環境事業課といたしましては、基本的に野焼きに関しては、通報があれば、必ず現地に赴いて、野焼きは禁止ですよという説明はさせていただいております。

ただし、そういった一部例外的なものについては認められますが、あくまでもそういった苦情等がないという前提の中でいけば認められておることとあります。ただ、それで苦情が入るといふことであれば、当然、近隣に迷惑をかけておるといふことになりますので、野焼きはやめてくださいという指導になろうかと思っております。

○森戸委員

そうは言いながらも、まじめに耕作をされている方で草を刈ったりして出ますよね。それ自体を、例えば、ごみ袋に詰めてというレベルのものではありませんケースっていうのは相当あると思うんですけど。要は、そういう方に対して、どうするのかということなんですけどね。

○小山環境事業課長兼深山浄苑長

農業に関する対処といいますか、これについては、全てがだめだということで指導はしてありませんが、ただ、燃やされる中で、天候を考えたり風向きを考えたり、雨が降る前とか、そういったことで極力迷惑がかからない時間帯、あるいは、天候を考慮しながらやっていただきたいということの説明をすることはあります。

○森戸委員

非常に難しいところですが、それで火事になって亡くなられたケースというのもありますので。そうは言いながらも、ごみを出して束ねてという作業も大変なものがありますので、その辺のところはよく周知徹底をしていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第6号 令和元年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

下水道の、先ほどの、要は不納欠損のところ、227ページの不納欠損額が1万4,800円、あるいは75万2,600円というようなことで出ておるんですが、最後76万7,400円か。夜間訪問をやっているとお話があったんですが、現年度分については、水道料金と一緒に100%、あるいはほぼ100%ということですが、過年度分について不納欠損にするという話になるんですが、分析というのは、昔の下水道料金じゃから、水道ちゅうのはずっと取っておるんですが、この不納欠損になったお宅ちゅうのは、もう引っ越しちゃったとか、そういう状況なんですか。何か中身の分析は。

#### ○中本下水道課長

今、夜間徴収等で過年度分の収納を行っておりますが、これは引っ越したとかではなく、住所を把握しておりますので訪問して徴収を行っているという状況でございます。

不納欠損につきましては、住所が把握できない者も、納付の願いをしても納付をしていただけない人、そういった方が5年も経ちまして時効を迎えまして、もう徴収ができないという状況に陥ったものでございます。

#### ○河村委員

意味がよく捉えられていないような気がするんですが。通常、不納欠損にしようということであれば、もうその人は下水道は利用しないということが前提になると私は理解をしておったんですが、今のお話でいくと、そうじゃなくて、5年の時効になったから、一応これは不納欠損で落とすけれども、新しい下水道利用料については、発生した分は納めてもらっていますと、そういう答えなの。

#### ○森重環境部長

不納欠損に至るまでの理由につきましては、その方が死亡されたとか、居所不明になったとか、徴収しようにも、その相手方がおられなくなったということが主な原因となって、それ以降の下水道については使用されておられないというような状況が主なものでございます。

#### ○河村委員

いや、そういうふうに聞くと合点するけれども、今言われたことについては、ずっとお住まいになっている人が、もう5年の時効が来たから、従前についてはもう不納欠損で、新たに生じた利用料については徴収しますよと、こういうふうに私には受け取れたんですが、そうじゃないということであらう。

#### ○森重環境部長

今申し上げました死亡であるとか居所不明、全ての方がそれに該当するというわけではございませんけれども、ほぼほぼそれが不納欠損に至る理由となっているところでございます。

○河村委員

これは、ほかに分析表みたいなものがあるんですかいね、この不納欠損額については、見てないよ。

○中本下水道課長

不納欠損75万3,000円のうち、死亡が8名、居所不明が39名、倒産等7名となっております。

○河村委員

とすると、不納欠損の状況の中で生活困窮、それからその他、大した金額じゃありませんが、この分については所在がはっきりしているというふうにさっきの話からもとれるんですが、それはどうですか。

○中本下水道課長

所在が分かっている方には納付のお願いをしておりますが。

○河村委員

もちろん当然だと思いますが、今言うたのは、先ほどは、住所不明、死亡、あるいは倒産とかね、従前の未納について、もう新たに発生する使用料はないというその解釈で不納欠損に落としたということは納得できるんですが、そうじゃなくて、生活困窮のこの1万4,800円、あるいは、その他のところの7万4,440円というのは、所在も確認できているし、現実的には新たな使用料が発生しているということじゃないわけね。

○森重環境部長

これについては、先ほど委員もおっしゃいましたように、現年度分については、同時徴収等でほぼ100%近いものが収納率としてございます。今対象となっておりますのが、過年度分ですから、同時徴収開始時点の過年度分といいますか、残っておったものを、収納対策としまして臨戸訪問しておりますけれども、結果として納付していただけないで、不納欠損処分をさせていただいたというところでございます。

○河村委員

恐らくそうじゃろうと思うんですが。ちゅうのはね、払わんで得するというようなやり方を通らしちゃいけん。そういうときには、じゃあ新たにというのは、それは水道もリンクさせてね、どねいかして徴収するということが大事なことで。会計そのものが新たなそのことをいくんでね。そういう意味じゃ、この1年間は、使命感をもって徴収をする、じゃあ臨戸訪問ちゅうのは年間何回やったの、夜間の臨戸訪問。



○中本下水道課長

月3回、年間で36回訪問しております。

○河村委員

ええ、36回行って、下水道料金が発生していない人はいいですけど、下水道料金が発生している人が、例えば、それじゃ5,000円ずつ納めようとか、そういう話にもならなかった。

○中本下水道課長

訪問して、なかなか全額お支払いが難しいという方に対しては、3,000円とか5,000円とか、そういった金額を納めていただいているというような状況でございます。

○河村委員

ええです。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

### 3 経済部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 令和元年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○森戸委員

主要施策の成果の160ページで、創業支援の令和元年度の1件について、どういう業種なのかと、男性、女性、その辺のところをお知らせいただけますかね。

##### ○萬治商工観光課長

創業支援の1件の貸付けについてでございますが、業種は建設業で男性になります。以上でございます。

##### ○森戸委員

この光市総合計画、今後についてなんですけど、評価書の23ページで、創業等新しいチャレンジへの支援ということで、今年度までに9件なんですけれども、あと令和3年までに14件という目標が設定をされているんですが、見込みはどんな感じですかね。あと5件ということなんですけど。

##### ○萬治商工観光課長

この創業支援につきましては、件数としては、創業資金を借りられた方について計上しております。今後につきましては、何とも言えないところではございますが、本市、商工会議所、大和商工会、それから金融機関等々で連携しまして、1件でも多くの創業相談があった方について創業につなげられるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

##### ○森戸委員

分かんのは、それ当然なんですけど、種をまかないと出てこないと思いますので、その辺のところしっかりお願いいたします。

以上です。

##### ○河村委員

まず1つは、27ページの歳入のところ、室積港の待合所の使用料というのは、これはどこから入ってくるんですか。

##### ○萬治商工観光課長

これは、牛島海運有限会社から収入するものでございます。  
以上でございます。

○河村委員

牛島海運から使用料として頂いているということではないんですか。

○萬治商工観光課長

頂いております。  
以上でございます。

○河村委員

それから、45ページの下段、商工費委託金の中で自然公園美化清掃事業業務委託金って、どこへ委託しているんですか。

○萬治商工観光課長

場所としましては2か所ございまして、まず峨嵋山の歩道につきましては、シルバー人材センターに委託しております。それから、もう1か所、石城山の山頂辺りにつきましては、塩田老人クラブに委託しております。  
以上でございます。

○河村委員

峨嵋山、私も行くんですが、どういうところをどういう形でシルバーに委託をされているのか。見たことないんですが。

○萬治商工観光課長

峨嵋山のところにつきましては、本来は県の所有する箇所でございますので、県で全体的には管理されることになっておりますが、県から委託されている部分につきましては、峨嵋山の山の中の歩道部分になります。その歩道辺りの除草等を行っております。  
以上でございます。

○河村委員

山の歩道は、実は塩害というか、潮をかぶって葉っぱがいっぱい落ちて大変な状況なんですね。やられているという認識がないんですが、それは何か報告書みたいなのもらっているんですか。

○萬治商工観光課長

委託に出しておりますので、もちろん報告は頂いております。回数につきましては、年に1回のみなので、見られるタイミングによっては、されていないように感じられるこ

ともあるかと思えます。

以上でございます。

#### ○河村委員

半分は自分の仕事も兼ねて、毎月、僕は上がりよるんやね。その中で、そういったほかの人たちが掃除をされておるといふ認識がないんです。当然写真等は求めておられるとは思いますが、その辺りのところについてももしっかり対応を取ってくださいね。これ以上言いませんから。

それから、決算書55ページ、商工費、雑入のその他のところで、その他の商工観光関係というところで60万8,000円あるんですが、これは説明がなかったんですが。

#### ○萬治商工観光課長

その他雑入でございます。この内訳としましては、主なものとして、昨年度、観光ガイドブックをリニューアルいたしましたので、この広告掲載料、22業者から36万円ございました。

それから、過去に光市体験型旅行推進協議会というものがございまして、ずっと活動を行ってなかったためも、この協議会の残余金21万7,962円を歳入いたしました。

あとはプレミアム付商品券換金決済口座利息や、観光客誘致対策に係る助成金、これは、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会から2万9,000円頂いている等でございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

残余金の21万円というのがよう理解できなかつたんですが、いつから活動して、いつやめたのか、その辺りのところもちょうと話していただいていいですか。

#### ○萬治商工観光課長

体験型旅行推進協議会につきましては、平成25年度に設立しまして、平成28年度までずっと活動しておりましたが、28年度の活動以降、活動することがなく、この体験型につきましては、その後作成しました光市アクションプラン、こちらで包括的に取り組むということとなりましたので、この協議会としての活動はずっとございませんでした。

今後もこの協議会を改めて設置し直して開催するという、行動するということも見込まれないことから、この協議会の会計に残余しておりました21万7,000円を歳入したものでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

入ったことはええことなんですが、たまたま例えば入ったような気がするわけですが、

その会計は全部商工で持っていたんですか。

○萬治商工観光課長

これは商工観光課で管理しておりました。  
以上でございます。

○河村委員

見直しを含めて、もう少し早く、平成28年に終わって、丸2年そのままにしてあったということにもなりますので、金銭感覚がずれているような気がしますから、その辺りについてはしっかり対応をしていただけたらと思います。

それから、歳出のほうに行きますね。155ページ、離島航路のところのトイレを重点的に聞きますが、公衆トイレの清掃業務委託というのは、どういう状況の委託なんですか。週に1回とか、月に1回とか、委託内容を教えてもらっていいですか。

○萬治商工観光課長

公衆トイレの清掃業務でございますが、これは室積と牛島の公衆トイレの清掃になっております。それぞれにつきまして、月に8回、これを6か月なので、約2か月に1回ぐらいのペースで行っております。  
以上でございます。

○河村委員

その下の岩田駅の管理運営事業の中の清掃委託料というのがありますが、54万1,000円、これについての内訳を。

○萬治商工観光課長

岩田駅のトイレの清掃につきましては、これが4月から9月の半年につきましては、1か月4万4,712円で、この半年間で72回の清掃を行っております。10月以降は長期継続契約に切り替えまして、週3回の清掃で、10月は4万5,470円、11月から3月までは4万5,466円で委託をしております。  
以上でございます。

○河村委員

それから、その下段、市営バスの運行事業の中で、予備費からの充用を含めて、修繕料163万8,000円の内訳を。

○萬治商工観光課長

修繕料の内訳でございます。主なものを申し上げますが、まずインジェクター、この交換取替えが48万8,213円、マフラーの取替え22万1,162円、バックカメラ配線の修繕が

27万円、その他タイヤ交換であったり、スターターの交換であったり、リアブレーキシューの交換などがございます。

以上でございます。

○河村委員

契約内容がよく分かりませんが、運行費の中に入っているわけではなくて、運行費は運行費、それから修繕は修繕、車検は車検、点検は点検ということで、全く別扱いになっているんですか。

○萬治商工観光課長

そのようになっております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、その下の民間バスの運行助成事業で2,700万円、市営バスも入れると4,000万円からの委託を出しているわけですが、その割に、当然走るところは皆ええと言うわけですが、その他のところについては非常にクレームが多いわけで。

今、いろんなコンサルに委託して調査をしているところではありますが、何でそれができないのかというのと、もう一つは、前から、ぐるりんバス、JRのバスについて、余りにも大き過ぎるという話をさせていただいておったんですが、どういうふうな話をしてこられたかについてお話いただいてもいいですか。

○萬治商工観光課長

バスについての調査等でございますが、先ほどコンサルに委託してというような話があったように思いますが、今現在、コンサルに委託して何か調査をしているということはありません。来年度、計画をつくり直しますの、その際にそういった調査等を行いたいと思っております。

それから、ぐるりんバスの車両についてでございます。以前より小型化してはどうかという話もございましたので、事業者にはバスの小型化について提案はしております。

その際に小型化はされなかったわけですが、その理由としまして、通常運行時、20人以上乗車するような便が月平均で14便程度あるということ、それから運行費に要する年間経費、これが小型化したら経費が多少低くなるのではないかという点もございますが、ぐるりんバスの運行の年間経費の大部分は人件費、これが約6割ぐらいございまして、燃料費につきましては約9%程度ということで、小型化しても燃料費など、経費の削減効果が若干薄いというようなことを言われておりました。最終的には、事業者の方が今の大きさのほうを選ばれたということでございます。

以上でございます。

○河村委員

バスの運行の今コンサルの話はしてないということだったんですが、この年度にたしか説明会を地域でやったと思うんです。それは市がやったわけですか。

○萬治商工観光課長

地域でそういう会議をしたのは、1年度前であったと思います。元年度の前、30年度にされたものと認識しております。

以上でございます。

○河村委員

それは、そのコンサルがやったんじゃないわけ。

○萬治商工観光課長

それはコンサルが実施いたしました。

以上でございます。

○河村委員

そのコンサルの報告は。

○萬治商工観光課長

その会議の報告については、もちろん頂いておりますし、我々のほうも職員が参加しておりますので、その状況のほうについては報告をもらっております。

以上でございます。

○河村委員

すみません、私、その委託内容がよく分かりませんが、コンサルに委託をしたら、その結果が何か文書で頂けるんじゃないんですか。

○萬治商工観光課長

結果の報告は文書で頂いております。

以上でございます。

○河村委員

そういうものは公表しない。

○萬治商工観光課長

報告書そのものの公表は行っておりません。

以上でございます。

○河村委員

要は決算のとき、その前の年とは言いながら、一応その成果として、そういったものは、こういうことをやってこういうという、考え方についても示すことができるんで、求めんほうが悪かったのか、自分のほうから積極的に公表しようという気はないわけね。

○萬治商工観光課長

委託等についての個別の報告書そのものについての公表はしておりません。ただ、これは30年度の実施事業でございますので、こういった委員会とか、議会等でお尋ねがあった際にはお答えして、報告していると思っております。

以上でございます。

○河村委員

私2年、この委員会おりますが、そういう話は再々してきたんで、何かちょっと合点がいきません。あなたの恐らく前任者の話なので、それをしなかつただけなのかも分かりません。また今度見せていただいたらと思います。

それから、さっきのバスの、要は大型バスの件なんですけど、20人以上乗ったケース、一どきにね。何回あるって言うちゃった。

○萬治商工観光課長

月平均で14便と聞いております。

以上でございます。

○河村委員

月14回、そういう20人以上同時に乗っているケースがある。

○萬治商工観光課長

これ事業者から聞いたものでございますので、そのように聞いております。

以上でございます。

○河村委員

私が見る回数が少ないんだと思います。そうは言いながら、バスに乗っている人が1人とか、2人とか、あるいはゼロのケースのほうが多いと私には映っておるんですが。

今までの報告を聞いた中でも、20人以上、月14回も乗っているというケースは余り聞いてないというのは、最初、ぐるりんバスを始めるときに、何人乗ったら採算が取れるんかと言うたら、13人と、こういう答えがあったのいね。いいですか、バスに13人乗ったら採算ベースですと、こういう話じゃったんで、20人以上乗っちゃうことは、こんな赤字になるはずがないじゃろう。



○萬治商工観光課長

20人以上乗車する便がそれだけあるということで、もちろん毎日というわけではございませんので、我々が事業者に小型化の提案した際に言われた便数としてはこの数字でございます。

以上でございます。

○河村委員

よく分析をするために、事業者から資料を取って分析をしていただきたらと思います。単に大型バスと例えばマイクロのような小型バスを比較すると、運転するほうも全く違う話なんですけどね。

それから、道路からいうても、島田川沿いの道路にぐるりんバスが入ってきますが、ああいうケースでは、道路そのものを傷めるんで、余り大型ちゅうのは好ましゅうないんですよ。

その辺りのところも含めて、しっかり分析できるための資料を取っていただきたらと思います。人件費が6割というのと、それ以外のものが4割あるちゅうことじゃから、その辺りの分析をするための材料をしっかりと集めてください。それから交渉をしてもらったらと思います。

ぐるりんバスは、当初、補助金は出さないということで始めたんで、それを今出しよるわけだから、それなりの成果をしっかりと求めていただかんと具合が悪いと思いますよ。

それから、157ページ、工業団地の整備事業なんですけど、令和元年度じゃったんですかね、今、周防の工業団地の中で1件売られましたよね。その際、地元、同じ団地内におられる方が競って買われたわけでございますが、要は事業を拡大したいと、こういう思いで取得にいくわけですよ。

そういうときに、そういう事業者の求めに応じてあげる。応えてあげるちゅうのは、事業を拡大したいという思いをどうかなえてあげるかというのが、本来行政の役割なんです。事業を拡大してもらったら、そこで雇用が生まれるわけですから、仕事としては、そういう展開をお願いをしたいんですが。ふだん、この中で除草したり、いろんな作業も委託を受けてやっているわけですから、もう少し、今工業団地に入っておられる事業者の思いというのをしっかりと聞いていただかんにゃいけないと思うんですよ。そういう機会というのはないんですか。

○萬治商工観光課長

具体的にそのようなことを、我々のほうから行って聞かないといけないと思うんですが、昨年度、そのようなことはしておりません。

以上でございます。

○森重副市長

市では、商工会議所と一緒に周防工業団地連絡協議会というのを設けておりますので、そこで代表者の方とお出会いする機会と事務的な方とお出会いする機会がありますので、それぞれ会社が持っておられる課題であったり、進出、事業拡張の御希望だったり、また工業団地全体の要望等々も聞く機会がありますので、改めてそういう機会を通じて、しっかりその工業団地に進出をしていただいております企業からの意見聴取はさせていただきたいと思っております。

#### ○河村委員

ぜひお願いをしたいと思います。当初造ったときに、マツダ関係の事業所がたくさんありましたので、そういう意味では、マツダ車をどの程度市でも扱えるのかというようなことも、当然その中で出てくるわけですから、ぜひそういう対応をしていただけたらと思います。

#### ○森戸委員

今の工業団地のとこなんですけど、この造成に関しては総合計画、今回のじゃなくて、今までに拡張する、ないしその検討をするということが掲げられていたと思うんですが、その辺のところはいかがですかね。今回じゃなくて、第1次か、その前かだったと思います。私、矢印が伸びていたの覚えているんですが、検討するというのをですね。1度質問したことがありますけど、その辺のところはどうなっていますかね。

#### ○森重副市長

手元にはっきりと申し上げられないので、再度確認をさせていただきたいと思っております。

ただ、工業団地について、市のほうで新たな工業団地を造っていこうという考えは、今のところは持っておりません。現状、民間の土地の情報を経済部のほうで集約をいたしまして、例えば山口県、であれば企業立地推進室、東京事務所や大阪事務所に、関東圏や関西圏からそういった御希望があったときに、我々のほうで、光市ではこういうところが御紹介できますよというようなものの情報提供を今しておる段階でございます。

今委員さんからお尋ねのありました、周防工業団地も含めて、新たな工業団地について着手をしていくという計画自体はありませんが、現総合計画の前の前ぐらいのタイミングで矢印があったんじゃないかというふうにおっしゃられることにつきましては、再度確認をさせていただきますが、現計画の中でそれを継承しておりませんので、当面は、企業の進出の御希望に市として対応しているということで御理解いただきたいと思います。

#### ○河村委員

次行きますね。159ページの上段、観光施設等管理事業の中で、修繕料98万6,000円というのがあるんですが、これは何でしょう。

○萬治商工観光課長

修繕費の内訳でございます。これは、虹ヶ浜キャンプ場トイレの屋根の雨漏りの補修、が11万8,800円、幼児用プールの修繕が11万4,156円、あとは虹ヶ浜トイレの照明器具の修繕、室積キャンプ場、室積のトイレ等のこれもまた照明器具などの修繕でございます。あとは、トイレの水漏れや詰まりなども多いように認識しております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと言葉に詰まるんですが、計画的にこういうものは恐らくやられておるんだと思いますので、予算のときからしっかり上げていただけたらと思います。

その下の公衆トイレ等の清掃委託は、ちょっと言っていたきましようか。

○萬治商工観光課長

公衆トイレの清掃の委託料でございます。これは、虹ヶ浜と室積等でございますが、まず虹ヶ浜のトイレにつきましては5か所、このトイレの清掃とそれ一帯の清掃等を行っております。これが445万364円でございます。

それから、室積のトイレ、また普賢寺の裏の駐車場のとこのトイレでございますが、この清掃がございまして、室積のトイレのほうは夏期、7月、8月の期間とそれ以外の期間、分けてやっております、合わせまして98万1,648円、年間でこれだけかかっております。

そのほか、石城山の山頂に1か所ございますトイレの清掃、それから元旦登山の前にコバルトライン2か所、茶臼山のほうも清掃をしております。

以上でございます。

○河村委員

元旦登山のときのコバルトラインのトイレは撤去した。

○萬治商工観光課長

どこの場所のことかはよく分かりませんが、コバルトラインの2か所と茶臼山1か所、計3か所をしていると認識しております。

以上でございます。

○河村委員

この間、室積の普賢寺裏のトイレの状況を確認して、掃除をお願いしたところですが、1か月以上、そういったトイレが詰まった状態で放置してあると、観光的にも当然よくはないし、どういう方が利用されているか分かりませんが、まめな清掃をされる方とのコンタクト、通常、毎月1回は最低でも掃除に入られると思うんですね。そのときに、

こういう状態であったらというコンタクトがどうもないんじゃないかと。

今、みたら公園にあるのも、経済部の管轄かどうかは分かりませんが、昔に造ったステンレストイレがもうフィルムが剥がれたりして、物すごい見栄えの悪い状況が起きておりますので。地元対策ということであればそこまで求めませんが、観光でやるんなら、しっかりそういった対応はせんにゃいけんと思いますので、報告がなければ異常なしというような形に、要はお願いしてやっていただくんで、そういうふうにやっていただくようお願いをしておきます。

それから、その下の遊歩道は、これはどこのことを言うてですか。

○萬治商工観光課長

これは、先ほど歳入のところで御質問をいただきました峨嵋山の歩道、それから石城山の山頂辺り等でございます。

以上でございます。

○河村委員

結構金額が出ているんで、延長が恐らく1kmぐらいあるのかな、そうじゃないですか、それじゃどこか場所を言うてもろうていいですか。

○萬治商工観光課長

場所の説明はしにくいですが、峨嵋山のまさに山の歩道です。フィッシングパークのところから入りまして、ずっと縦走して象鼻ヶ岬に下りるところまでの道一帯でございます。

以上でございます。

○河村委員

1kmぐらいあるあの遊歩道のことを言うんで、一番先っぽ行くところへ護国神社があって、僕は護国神社を掃除しよるんで、あそこの遊歩道がきれいになったというのは見たことないんじゃないかね。だから、しっかりその辺りのところは、せつかくお金を使うんなら、生目のいくようなお金を使っていただいたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：弘農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

決算書143ページの地籍調査の訂正の委託についてなのですが、今説明を聞いて、これ自体起こった理由とといいますか、何になりますかね。

○西村農林水産課長

地図訂正の起こった原因についてのお尋ねでございますが、法務局に保存されております地籍調査の成果について、現地と整合が図れない状況が確認されましたので、それを詳細に調査した結果、この地図訂正業務を実施することとなりました。

○森戸委員

こういうケースというのは、間々あるんですかね。あまり今までなかったかなと思うんですが。

○西村農林水産課長

年に二、三件はあります。毎年、予算を大体100万円か150万円ぐらい確保して、1件50万円程度で2件から3件ぐらいを予算の範囲内で行っているんですが、今回、地図訂正の要望者の都合というのもありまして、緊急的に対応させていただいたというところでございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、決算書の151ページの漁場開拓事業補助金に関してなのですが、これの補助の基準とといいますか、要はどのぐらいの金額のごみがあって、それを処分するのにどのぐらいかかって、だから400万円なのか。その辺のところを教えてください。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

漁場開拓事業補助金におけるごみの量についてですが、集計報告がされております戸仲地区、江ノ浦地区、西ノ浜地区の3地区で、年間の合計重量で申し上げますと、4万56kgのごみの回収がされております。

あわせて、事業の決算額が801万1,200円との報告を受けており、それに対して、市から400万円の補助を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

これは、そのかかった額の2分の1というので、例年変わっていくということではないですかね。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

今、おっしゃられたとおりでございます。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

今、出たんで、143ページの地籍調査の訂正なんですけど、地籍調査やって50年なるわけですが、毎年こうやって、本当二、三件ずつ出てくるんですけど、恐らく当時の書類不備といいますか、当時お手伝いをした世話役の方が、関係者の印鑑をもらっていたかどうか。

要は、地籍調査の今回のケースは、どこを指しておられるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○西村農林水産課長

今回の地図訂正の位置でございますが、これは浅江地内の市街地でございます。

○河村委員

いや、当時、関係者が書類不備だったのかというところについては。

○西村農林水産課長

書類不備があったかどうかというのは確実にはわかりませんが、現地の状況、地籍調査の実施時期と、その既設の構造物の状況で、確実に地図の方が間違っていることを確認いたしましたので、このたび地図訂正を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、当然、突き合わせをするときには、古い資料を目通すんじゃないの。

○西村農林水産課長

土地家屋調査士が法務局に保存されております14条地図を現地に復元したところ、現地の地籍調査当時にあった既設構造物と位置が1 mぐらいずれていたというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

毎年起こることが、もう50年たって、どうも理解ができないんですが、当時の書類不

備というところはなかったの。

○西村農林水産課長

不備といえば、現地と整合していないという点では、そのこと自体が不備であったんではないかと思われます。

以上でございます。

○河村委員

いや、関係者の同意をもらうちよるでしょうが。同意があったか、なかったかというその話よ。

○西村農林水産課長

今、資料を持ち合わせていないので、はっきりとしたことは分かりませんが、当時、確認が取れる範囲においては、現地で確認を行って印鑑をもらい、また、そこで印鑑がもらえなかったものについても、公表して、縦覧を行って確認したということになっておりますので、一応確認は行っているという認識でございます。

○河村委員

従前にあった例で言っても、同意をもらっていないようなケースも中にあるんで、それを今から一から洗い直せということ言うてもしようがないんで、もう50年たったら、そろそろどっかできくりをせんにやいけんと思ひますので、その辺りの対応はお願いしたらと思ひます。

先ほどの漁港の開拓事業補助金ということで、ごみの量なんですけど、801万円で今4万kgあったというのは分かったんですけど、これの、それじゃ要は、最終的に処理費なのか、手数料なのか、その中身をついでに教えてくれる。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

先ほど申しました801万円につきましては、1袋約3kgなんですけれども、その3kg当たりを600円として、漁協光支店が漁業者から買い取る価格の積み上げということでございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、例えばそれ600円で買い取ったときに、そのごみは最終的にどうするの。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

漁協光支店のほうで処分しているものと認識しております。

以上でございます。

○河村委員

それは、産廃業者に処理をするということでええんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

ただいま、担当課長の答弁について訂正させていただきたいと存じます。

ただいま委員から御質問のあったごみの処理につきましては、漁業者が漁で海上に出た際に、網等に引っかかったごみを陸揚げして袋に詰めた後、市のほうで回収をしている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

理解をできました。

市のほうで、最終的には上がったごみについて処分するということは、この400万円については、漁師の作業代という意味合いなんだと思います。

従前は、クリーンのとき、今回でもそうなんですが、大きな発泡スチロールとか漁網とか、いろんなものが回収されるんですいね。それは当然、漁師からすりゃあ、困ったものという認識もありますから、そりゃあもうきちっと、担当が不明のような状況じゃなくて、スムーズに誰が担当になってもできるような形で整理をしていただいたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

決算書の141ページ、上段の南すおう地域花き振興協議会負担金3万8,000円ではありますが、どういった協議会なのか、お示しを頂けますか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

南すおう地域花き振興協議会は、柳井市、光市の旧大和町地域、上関町、田布施町、平生町の地域内における花卉産業の振興及び花のまちづくり促進を目的とした協議会でございます。

活動としましては、農家への指導や研修会の開催、また育苗実証試験や寄せ植え体験教室開催助成などを実施しております。

以上でございます。

○河村委員



その下段の農業振興対策助成事業、担い手農業者育成支援事業補助金93万8,000円、要は担い手農業者というのは、認定農業者の支援だと思うんですが、認定農業者の数が少ない、この間の農業委員のところで出てきたわけですが、要は認定農業者になりたくない。どういう形で認定農業者を増やそうとされましたか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

市としましては、この間、認定農業者のうち、期間満了を迎える方に対しては、更新の勧奨を実施しております。また、認定新規就農者が期間満了を迎える際には、認定農業者となるよう、この方たちにも勧奨を実施しておるところでございます。

さらに、所得や規模とか今後の経営意向等を、こちらで把握した方の中から、認定農業者にふさわしいと思われる候補者が見つければ、その都度、個別に勧奨を実施してきたところでございます。

もちろん、そういった相談があれば、随時受け付けてきたというところでございます。以上でございます。

○河村委員

恐らく勧奨では足りないんだと思われ、要は増えないということなんで。農業委員さんをしっかりしたものにしていくためにも、認定農業者を育てることは、大事なことだと思いますので、いろんな方策を考えていただけたらと思います。

それから、その下段の農業振興拠点施設管理運営事業、里の厨の施設用備品のところで、オーブンを購入されたという話じゃったんですが、これは施設に附帯した、建物と同じような格好で、市のほうが提供するという契約になっているんでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

市準備をする備品という位置づけでございます。以上でございます。

○河村委員

恐らく消耗品というような形で出ていくものについては、極力、利用者が出すものだと普通は考えられますので、取扱いについては、今後検討していただけたらと思います。

それから、145ページ中段ですが、周防多目的集会所管理運営事業の中で施設用備品というのは、使ったときのいろんな備品の買い替えだと思いますが、草刈り等委託料というのは、あそこ、ずっと草ぼうぼうであるんですが、委託してやりよるんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

敷地内の草刈りについてですが、年1回、シルバー人材センターに委託をして行っておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

さっきもシルバーの委託が出たんですが、最近の情勢で行くと、年5回ぐらい刈らんときれいにならない状態なんで、こういうものはひっくるめて、地域にお願いをしてみたらどうなんですかね。18万6,000円あれば、年何回か刈ってくれるような気がするんですけどね。

今、都市整備がやりよる油代を出すやり方でいけば、3万円ぐらいしか出んのですよ。だから、18万6,000円ありゃ結構な金額になるんで、ちょっと管理方法を検討していただいたらと思います。

それから、147ページ、海岸松林保全事業、中段、海岸松林保全事業委託料というところで、何をどのように委託しているのかなと。

虹ヶ浜で言うと、この間も西側の松林については県の管理地だというようなことで、現実的には中の清掃とか不法撤去せにゃいけんようなものについても、そのままにしてあるわけですが、どっからどこまでをやらうとしよるんですか。

○西村農林水産課長

海岸松林保全事業委託料についてのお尋ねでございます。

実施している範囲につきましては、虹ヶ浜と室積の松林内について下刈り等を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

下刈りちゅうのは、草刈りでしょ。虹ヶ浜の西側部分についていえば、松葉そのものが10cmぐらい、堆積しちよるのいね。だから、松葉取らんにゃあ草もそねえに生えちゃおらんにいね。

保全事業をやらんでもええ、やっていないんじゃないかというふうに思われるんですが、ちゅうのは、じゃあそれをやりよったら、そういった不法投棄等があれば、片づけようという気になるじゃろ、普通なら。

○西村農林水産課長

不法投棄も、いろいろな大きさのものがありますので、細かいものについては、この草刈りのときに併せて、撤去している認識であります。

以上でございます。

○河村委員

今の西側の部分についていえば、そんなにやっているようには思われないので、じゃあ、やっていますと思われるような形に、ぜひしていただいたらと思います。

その下の自然敬愛推進事業、伊藤公の森周辺保育事業165万2,000円。それに併せて、

149ページの上段、地域が育む豊かな森林づくり推進事業委託料258万5,000円。同じどうも地域なような気がするんですが、ちょっと両方の説明をもう一度お願いできますか。

○西村農林水産課長

それでは、まず自然敬愛宣言の伊藤公の森周辺保育事業ですが、これ伊藤公周辺の下刈り等を実施するものです。

それと、もう一つ、やまぐち森林づくり県民税関連事業の地域が育む豊かな森林づくり推進事業、これは山のちょうど里との里山辺りを、有害鳥獣対策も兼ねて伐開等を行う事業でございます。

以上でございます。

○河村委員

場所は同じところなんですか。

○西村農林水産課長

いや、場所は別です。自然敬愛宣言は伊藤公の森周辺です。もう一つ、地域が育む豊かな森林づくり県民税関連事業ですが、従来は、有害鳥獣対策として緩衝帯づくりというのを行っておりますが、今回は、平成30年災害で、伊藤公の森の周辺の山が、崩壊しましたので、この県民税の利用できる範囲内で復旧を行った、荒廃した整備を行ったものです。

場所としては、同じようなところではございますが、やった工種が違うということでございます。

○河村委員

災害復旧に、地域が育む豊かな森林づくり推進事業というのは、毎年事業をしていく分じゃないんですか。

○西村農林水産課長

この事業につきましては、先ほども御説明したとおり、里山の整備と併せて、有害鳥獣対策としての緩衝帯づくりというのを行っております。

この事業は、緩衝帯を一度整備しますと、その後10年間、その受益団体によって、維持管理をしていかなければならないという制度となっておりますので、一度やりましたら、10年間はもう同じところで実施することはございません。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。

その下のどんぐりの森整備事業36万3,000円、これの内訳を教えてください。

○西村農林水産課長

どんぐりの森整備委託料についてですが、これは冠山公園内のどんぐりの森を整備しておる箇所につきまして、下刈り等を行っているものでございます。

○河村委員

冠山総合公園の整備計画の中には、どんぐりの森を整備するという計画はなかったんですが、それは何か新たな整備計画を示して、経済部でその対応をしてきたと、こういう話でええんですか。

○西村農林水産課長

どんぐりの森整備事業でございますが、当事業は平成19年度から、光市林業研究会とともに、どんぐり・まつぼっくり教室を開催するような事業を令和元年度まで続けてきております。荒廃したのり面をどんぐりの木を植えることで整備していくという事業を、光市林業研究会と一緒にやったものでございます。

以上でございます。

○河村委員

どんぐりの森整備事業についてどうこうと言っているんじゃないかと、冠山総合公園整備事業の中には、どんぐりの森を整備するという計画はなかった。何で経済部がやるどんぐりの森整備事業というのが入ったのかが分からない。

○森重副市長

経済部が所管外なので、冠山総合公園の話はなかなかしづらいと思いますので、私が代わって御説明申し上げます。

冠山総合公園の計画の中には、委員御指摘のとおり、どんぐりの森整備事業はございません。

このどんぐりの森整備事業につきましては、自然敬愛基本構想、自然敬愛都市宣言を本市が宣言いたしまして、その中で具体的な事業として構想をつくりました。小さな子供を対象に、小さなころから森林に親しんでいくのに、どんぐりが一番いいのではなかろうかということ、当時は水産林業課だったと思いますけれども、自然敬愛基本構想を策定する中で、冠山総合公園の1か所をお借りして、自然敬愛に直接結びつくような事業をしているという御理解を頂きたいと存じます。

○河村委員

それは分かりました。

ただ、用地交渉、冠山総合公園造る折の用地交渉の中で、今どんぐりを植えた地域が、ウラジロの群生地じゃったんですよ。正月用の飾りを取るときに、地元の人が一応そう

いう話も了解の上で用地交渉をされたんで、その辺りのところの配慮は、やっぱりどっかで要るんだろうと思います。

普段なら、公園で地域の方と協議会を持っておりましたが、ここのとこずっとやっていません。そういったところで、地域にはこういうことで、ウラジロのところについては、処分するよというぐらいの話はあってもええ。そうでなかったら、今後、事業活動をするときに、必ず支障になりますから、その辺りはお願いをしておきます。

その下の有害鳥獣対策事業で、193頭ということで、先ほど不用額のところにも、結構な金額が残ったんですね。目標を大きく下回ったと。

私んところ、市役所の周辺でも、イノシシが出て、捕獲もできない状態が続いております。どうしたら捕獲できるかという話にはなるんですが、何かアイデアはないんですか。

#### ○藤岡農林水産課地産地消担当課長

現在のところ、即効性のあるアイデアというのは持ち合わせておりません。先ほど委員仰せのとおり、市街地で多発しておりますが、猟銃等での捕獲ができませんことから、箱わな等を設置しての対策、あるいは防護柵等の設置を推奨しながら進めておるところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

通常、強化月間とか交通安全なんかそういうのがあったりするんで、年に1日でもええから、そういうことを定めてやる。あるいは、夏場と冬場と分けて考えるとしたら、じゃあ夏場については、捕ったあと処分の仕方をどうするかという問題も。

要は、捕獲する人が捕獲しやすい体制づくりというのが市の仕事なんで、その辺りのところはしっかり取っていただきたいと思いますし、年に1回ぐらい、何か地域挙げて、がつつりやろうというような形が取れたらと思いますので、お願いをしておきます。

それから、149ページの下段、水産振興事務費の中で、修繕料154万円、発電設備の電気系統の修繕だったということなんですが、そろそろ相当年数がたってきて、いろんなものが恐らく壊れていく時期じゃろうと思うんです。

特に、海のそばじゃから、電気系統については、すぐいつてしまうんで、その辺りの対策みたいなものは考えられましたか。

#### ○藤岡農林水産課地産地消担当課長

栽培漁業センターの発電設備が故障したものですが、これらに対しての具体的な対策というのは、現在、持ち合わせておりません。点検等を随時行いながら、管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

151ページ、光・熊毛地区栽培漁業協会負担金383万8,000円、職員給与ほかなんですが、栽培漁業センターそのものが今、何をどうやりよるかというのが、ちょっと理解ができかねます。

前にちょっと見に行ったときに、フグとクルマエビか何か養殖をしようとしたんですが、つくったときには、フグとかクルマエビについては、やらないというふうにしとったんですが、利益を考えると、どうしてもそういうところへ目が行ってしまうんですよ。

ほいじゃが、下松でもクルマエビやめたように、必ず周期的に病気がはやるんで、きっと足を引っ張る。栽培漁業協会の、事業内容とかそういったものについて、資料として配ることができませんかね。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

光・熊毛地区栽培漁業協会は上関町で事業を行っており、理事として、光市長も参加をしているところでございます。

当然、事業報告等も受けておりますし、協会のホームページ等にも、そういった内容が掲載されておりますので、お示しすることは可能だと思われま。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、そういう取扱いをお願いしたらと思います。

それから、151ページの中段の下のところで、漁港施設管理事業、水産物供給基盤機能保全計画変更策定業務242万円のところで、戸仲・八幡の点検診断を行ったということなんですが、私、この間もお尋ねをしたときに、まだ整備計画そのものができていないと聞いたんですが、この点検診断というのは終わったんなら、何をどうするという計画書みたいなものは示されませんか。

○西村農林水産課長

水産物供給基盤機能保全計画変更策定業務委託の成果についてのお尋ねだと思われま。

この業務でございますが、これは漁港に関する長寿命化計画を策定しておりまして、どの順番から直していくかというものを定めた計画でございます。

漁港の改修を行っていく上で、国からの補助などを受けながら、改修を行っていかなければならないというところで、この長寿命化計画に示した順位に基づきまして、申請していくこととなります。

今回この業務で行った戸仲と八幡の状況でございますが、長寿命化計画を策定した当時には、ここまで急激な老朽化が起こるということは想定されていなかったようなので、今回この業務でこれらを追加する、そういう資料を作成したものでございます。

令和2年度の事業につきましては、戸仲地区において、どのように工事を行うか、そ

の辺の詳しい実施設計図を作成する業務を行っております。  
以上でございます。

○河村委員

いや、だから、その業務の成果を出せるのかねと。

○西村農林水産課長

今、御報告したとおり、戸仲と八幡を補助事業で実施できるという位置づけができたという成果になると思います。

以上でございます。

○河村委員

だから、長寿命化計画なんで、じゃあ、何をどのようにリフレッシュされるのか。じゃあ、見せんということで、長寿命化の視点が変わったとき、例えば不足分があったとしたら、そういうものを補うためには、いろんな人の目を経て成果物をつくっていくというのが、一番大事なことだと私には思えるんですが、いかがですか。

○西村農林水産課長

通常の建設業務等であれば、そのものが完成体に至るまでに、当初想像していたものと違ったものというのが造り上げられる可能性がございます。

しかしながら、今回行っている業務は長寿命化計画というもので、これはあくまで既存にあった機能を原型まで復旧する、そういうものでございますので、最終的な成果としては、今あるものが元の機能に戻るというところで、御理解頂ければと思います。

以上でございます。

○河村委員

分かるんですよ。ただ、利用する中で、いろいろ自分たちで変更したようなケースもあるんだと思うんですね。そういったものを含めて、つくった当初のものになってええ場合と、そうでない場合含めて、それを出されんということが、よう理解できない。

例えば当初計画があって、じゃあそれを元どおり戻しますからということで、今ある漁港機能だけが元へ戻るのか、新たにすることはしないのか。あるいは、途中でいろんな変更をかけたけれども、その分については元へ戻ってしまうのかと。

そんなことを含めて、要は、関係者にそういった見てもらうということは大事なことだと思うんですが、そうは思いませんか。

○西村農林水産課長

長寿命化計画を策定する上で、関係者に確認を取ることの必要性についてのお尋ねと思われませんが、今回の場合、その関係者は、漁業者になってくると思います。漁

業者とは利用において、例えば従前と構造が変わる場合など、今回の補修の中で改善できる点があれば、それらの意見は反映した上で、可能な限り改修を行う計画としております。

以上でございます。

#### ○河村委員

ということは、漁業者の皆さん方の御意見は聴取した上で変更はかけて、なおかつ成果物については一応見ていただいたと、こういう解釈でええですか。

#### ○西村農林水産課長

今回の業務につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、長寿命化を実施するための資料の策定ということでございます。むしろ漁業者のニーズに即した形に図面をつくり上げるというのは、今年度業務の中で行うべきものだと考えておりますので、今年度そうした実施設計を計画していく中で、漁業者の意見を取り入れながら計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

長寿命化計画とは別に、今年度新たにそういった漁港整備計画をつくると、こういうことなんですね。はい、分かりました。

153ページ、フィッシングパークの修繕料が134万9,000円、予備費からの充用ということも含めて。建設から40年経過する中で、前にもお話ししたんですが、不備といえますか、寿命が来るようなケースがたくさんありますし、結構、高い位置に栈橋を設置してありますので、万が一の事故のときには、大きな事故につながる可能性がありますから、例えば3年とか5年とか——ここは長寿命化計画ちゅうのはもう済んだんかいね。

#### ○西村農林水産課長

フィッシングパークの長寿命化計画についてのお尋ねでございますが、長寿命化計画というものの自体はございませんが、フィッシングパークにつきましては、これまで塗装の塗り替え時期、10年に1回ぐらいで実施しているんですが、そのタイミングを見て、同時期に架設とかそういうものを含めて考えれば、その方が安価になるという考え方から、そのタイミングで補修工事等の計画及び対策工事を行っております。

これまでの経緯を申し上げますと、平成10年度塗装の塗り替えのタイミングに1度実施しまして、その後また10年後となる、平成22年から平成25年にかけて、2期目の補修工事を行っております。

このまま行きますと、また10年後ということで、令和6年ごろになると思いますが、そのころに再度実施するような話になります。

それと、先ほど委員からも御説明がありましたように、フィッシングパークという施



設は栈橋の腐食が大きな弱点になり、また、海にあるということで、これらに対しましては、橋脚部に腐食防止対策として電気防食を施しております。この交換時期も、来年ぐらいになっておりますので、これらを交換することで、健全な状況を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。施設が原因で事故になるようなことのないように対応をしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長

最後に、経済部所管分を全体通じて、質疑のある方は御発言願います。

○森戸委員

第2次光市総合計画の評価書についてお尋ねをいたします。

23ページに、卸小売業年間の販売額というのがあって、地元の購入率というのがあるんですが、地元で購入していないので、お金が流出をしていると。要は、域内の循環が起こっていない部分が3割あるというようなことでありますので、これをどう上げていくかが、活性化の一つだと思います。

この24年の時点ですかね、24年か26年か、の728億円に関して、それを令和3年には900億円ですかね、にするという部分に関しては、それをそういうふうに持っていく手だて、どういうふう目標設定は、根拠があればお示しを頂けたらと思います。

○萬治商工観光課長

買物動向調査の件についてでございます。

この調査のほうは、まずデータが割と古いというのがございまして、これは県がしている調査でございますけど、本来でいえば、29年度に行われて、新しい数値等が判明する予定でございましたが、調査自体が延び延びになっておりまして、今、最新のデータがないという状況がございまして。

市内での買物の率を上げるということでございまして、例えば今年度は商品券を発行して、これは市内のほうでしか使えないものでございまして、こういった施策を通じて、市内で消費されるようなことをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

それも一つだと思うんですよ。私が聞いているのは、これを目標設定したときに、どういう手だてで設定したのかというところが聞きたいんです。

それで補えるんなら、補えるちゅうて言うてもろうたらええんですがね。

#### ○萬治商工観光課長

この目標の設定が平成24年70.5%からということで、目標値が74%、3.5%程度増加させるということを目指しております。

当時、具体的な手当て、これをしてというものは、今、手元に持ち合わせておりませんが、先ほど言いましたように、例えば商品券でありましたり、様々行いまして、この目標に向かってやっていきたいということでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

コロナウイルス感染症とかで、ここ自体も下がってくるんだろうと思いますけど、そうなったらどうするのかもよく分かりませんが、例えば光市では、立地適正化計画をつくって拠点をつくっているわけですね。その拠点に様々なサービス機能、例えば買物とか金融とか、そういうものを貼り付けて、日常生活がそこでワンストップで行えるような形を今つくっているところではありますが、ちょっと見直しをかけている部分もありますけど、そういった都市計画との連携、要はお店がないと、そういうものも成立がしなくなってくるので、地元の購入率アップ、もしくは、そういうものに関して、連携というのはされているんですか。

#### ○萬治商工観光課長

立地適正化計画の市内の話合い等にはもちろん参加したこともございますけれども、具体的にこの施策をもってやっていくんだというところは、詰められてはいないという認識をしております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

前、どういうふうにも町を活性化していくかというところで、私も買物動向調査で、そのときは2割ぐらいが市外で買物をされているので、それをどう地域で取り込むかがポイントだろうということで、いろいろ提案をしてきたんですけど、この評価書の中で、24ページの光市に愛着を持っている市民の割合の部分が大きく影響をしていくというふうに思うんですが、要は商工会議所等でも、「愛Loveひかり！」運動というのはずっとやってきて、今、一旦、運動自体は終わっているのかなと思いますけど、要はここが高まってこない限り、一つの側面として、なかなか地域で買おうとか、まちづくりを考えて、将来なくなっちゃ困るし、10年、20年後大変な状況になるんで、今から地域で買物しよういねとか、そういう運動というものが、引き続き必要なかなと思います。

商品券というのは一過性のものですから、それを今後毎年やれるわけでもないでしょうし、それで地元の購入率が高まるかということ、私はそうじゃないと思います。ほとん

ど一過性だと思いますので、そういう何か長い目を見た取組というのが必要なんじゃないかなと思うんですが、愛着を高めるには、この25ページにいろんな指標があると思うんですが、例えばボランティアに行く心をつくるとか、様々な部分が影響してくると思いますので、私はここをどう高めていくかというふうには考えておりますので、その辺のところはいかがですかね。商品券だけではない、いろんな角度で、購入率をアップさせる必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○萬治商工観光課長

ただいま委員さん言われたとおり、愛着を高めることで、地元で買おうという機運も高まると思います。先ほど私が言いました商品券、確かに一過性のもの、今、目の前でやろうとしている施策を紹介させていただきましたが、委員さん言われたように、そういった愛着といったような視点からも、アイデアを少し検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

地域で生活をしていく福祉的な要素も、お店があるということは、そういう要素もあると思いますので、やはり高齢化が非常に進展しているこの町ですので、地元の購入とかいう部分には、ぜひこだわっていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

同じページの1番のところの2、鳥獣による農業被害額が、緊急時が985万2,000円で評価A。

さっきの有害鳥獣の捕獲の、要は頭数が減ったわけですが、結果として、決して有害鳥獣が少なくなったわけではない。有害鳥獣、イノシシや何かたくさん増えたけれども、捕獲数が減って、評価がAちゅうのは、どうもこれ理解が苦しむんですが。

今も農業被害額については、市のほうへ通常報告しない。そういうケースがたくさん出ている状況で、この評価Aちゅうのは、どういうことなんじゃろうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

この評価指標につきましては、単純に被害額の推移について、策定時と近況値の比較による目標値に対する進捗率から導き出された、言ってみれば、自動的に算出されたものでございますので、委員仰せのとおり、この評価結果をもって、事態が改善されたとは我々も思っておりません。

以上でございます。

○河村委員

そうは言いながら、実際にはこんなものが独り歩きするんで、Aランクですから、うちは十分やっていますよという、その話になるんで。農業被害についても、しっかり取り上げられるような体制づくりというのが要るんですいね。その辺については、しっかりしたものをお願いしたらと思います。

ちょっともう一つ聞いてみるんですが、光井港というのは、光井川の一番先端なんです、今の土砂、砂とか砂利山積や何かをやっているところが、私は土地は誰のものかなと思っておったんですが、今回たまたま、都市計画審議会の資料をもらったら、準工業地帯か何かになっておって、決算のときで言うて、全く都市計画区域にもなってなかったということになるわけいね。

前にも、戸仲のところの新宮川の下流の話をしみたいね。防波堤を造ったことで、新しく土地が生まれたところ。もともと国有地であったところの、ほかにも線引きをどうするかという話があったと思うんですが、意外にそういうものちゅうのは、どこが担当か知りませんよ。ここじゃなくて建設部と、こう言われりゃ、それまでですが、適切に、地目変更を含めて、手続きゅうのはなされるもんじゃないんか。

○西村農林水産課長

すみません、光井港の下流、要は川の幅員のことですか。

○河村委員

要するに、光井川の下流の左岸ちゅうことかな。建設部なん。（「そうです。建設部」と呼ぶ者あり）ええです。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

#### 4 建設部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 令和元年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：酒向建設部次長兼道路河川課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○森戸委員

1点だけ、決算書の166ページ、いつものところなんですけどね。光井島田、今年度1,120万円の事業費、県の事業費ですけど、市への負担金が112万1,000円。これでどのくらい進んだのかということと、距離的な部分ですね。あと残りがどのくらいありますか。一応毎年のことなんで、チェックをさせていただけたらと思っております。

##### ○酒向建設部次長

未整備区間といたしまして約680m、昨年度の延長が約20mでございます。しかしながら、この20mも道路の延長として延びるのではなく、のり面をカットした延長ということで、実質の道路延長としてはまだ短くなります。

##### ○森戸委員

私が議員になった頃、あと残りが800mくらいだったんですけど、120m進んだということで、16年で、なかなかあれだなというふうに思いますけど。ここを利用される光井から抜けられる方にとっては待望の道路でありますので、県事業であるとはいえ、八海のほうから下はずっと広がっていて、ここが非常に狭いということで、見通しとかというのは当然ないんでしょうけど、どうなんですかね。

予算的にも、いろんな県道が、道路の改良とか、歩道の拡幅とか、いろんなところで市内取られていますので、災害も含めてですね。なかなか進みづらいと思うんですが、何か課題が残っているのか、その辺も分かればお示しいただけたら。財源以外で。

##### ○酒向建設部次長

県によりますと、光市内で県道工事を多くの路線で実施しております。このため、光井島田線につきましては、ほかの工区よりは進捗が遅れているような状況ということだと思います。

以上でございます。

##### ○森戸委員

財源的な課題だけで、ほかには特にはないんですよ。前も聞きましたけど。

##### ○酒向建設部次長

用地につきましても協議が終わっていると聞いておりますので、予算等がつき次第、順次進むものと認識しております。

○森戸委員

地元の方が草を刈ったり、バラスをまいたりとか、かなり協力的にやって、現状維持されているようなところがあります。地域待望の道路でありますので、どうぞよろしく要望をお願いいたしたいと思います。

以上です。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

主要施策の成果の168ページで、ふるさとひかりの景観10選を増刷されたんですが、これそんなに引き合いがあったといいますか、そういうものだったんですかね。その辺のところから。

○松並都市政策課長

ふるさとひかり景観10選につきましては、平成29年度に策定をしたものでございます。これは、良好な景観形成の推進のため、市民の景観に関するさらなる意識の高揚を図るとともに、本市の魅力である良好な自然景観を市内外に発信することを目的としたものでございます。

同年度にパンフレットを1,000部作成いたしました。在庫がなくなりましたことから、令和元年度、さらに1,000部増刷をしたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

これを作ったことで、それだけ増刷をしたんですから、効果があったとか、その辺のところは何か分かれば。

○松並都市政策課長

パンフレットは本庁舎の情報コーナー、都市政策課の窓口、各コミュニティセンターなどに備え置いているところでございます。それから、県庁や県の周南総合庁舎といった、御協力をいただける市外の施設にも置かせていただいて、情報を発信しているところでございます。

以上でございます。

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

171ページの真ん中下、土地借り上げ料で中村公園住宅の話が出ましたが、ちょっと状況をお知らせしていただいていた方がいいですか。

○沖本建築住宅課長

中村町住宅の現状についてでございます。昭和20年前後の建設された住宅であります。建物と土地は財務省から借受けをしております。土地は市有地と民有地が混在している状況でございます。住宅の管理につきましては市が行っております。

過去に、市が地主と交渉し、建物とともに売却等を行っておりますが、現在7戸の住戸が残っており、現在も7世帯の入居者が住んでいらっしゃいます。毎年100万円程度の賃料が発生しておりますので、入居者に移転をしていただき、整備をしたいと考えてはおりますが、入居者のほとんどは高齢のため、移転等が困難な状況であるといった状況でございます。

以上です。

○河村委員

もう相当年数経過をして、住宅そのものが大変な状況なんではないかと思うんですが、まだしっかりした状態で住めるということでもいいんですか。

○沖本建築住宅課長

建物の老朽化は進んではおりますが、現に7世帯の入居者が実際住んでいらっしゃいますので、まだ住めるという状況だろうと思います。

以上でございます。

○河村委員

入居者の世帯状況が分からないのであれですが、平均すると何歳ぐらいなんですか。もうたしか親は亡くなって、その下の子供さんが入っていたと思うんですが。

○沖本建築住宅課長

入居継承につきましては認めておりませんので、息子さんが入っているというような状況ではないと判断をしております。申し訳ございません、今の現入居者の平均の年齢に関しましては、手元にデータがありませんのでお答えをしかねます。

以上でございます。

○河村委員

入居継承ができないということであれば、当然もう九十何歳といたしますか、もう100

歳ぐらいの高齢者になるので、実際に入っておるんじゃないかね。

○沖本建築住宅課長

入っていらっしゃいます。不定期ではありますが、市の職員が見回りをしております。以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、住宅の収納なんですけど、主要施策の成果で173ページ、過年度分の収入について、収納が極端に低いわけですが、平成29年以前というのは、本来なら不納欠損になるようなものが、要は5年経過したと、こういう意味ですが、そういうふうなものがどの程度あるんですか。

○沖本建築住宅課長

光市各会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書、27ページの中ほどに、住宅使用料の年度別収入未済額の状況というのがございます。これによりますと、各年度の収入未済額の状況が記載をされておりますが、平成27年度以前のものについては3,110万5,000円ぐらいあります。

○河村委員

この27年度以前の収納状況の取扱いというのは、現にお住まいだから不納欠損にならないと、こういう話なんだと思うんですが、債権を取り立てますというようなことではなくて、現年度分については、もう99%入っているわけですが、昔は古いものから順番に充当していきよったわけね。現年度分が残っていくから、そのままずっと生きちよるわけですが、現年度分が99.何%というたら、それはそれで入りよるわけ。

○沖本建築住宅課長

現状は、現年度分のほうから埋めていっているという状況ですので、99.何%という収納率、高い収納率となっております。

以上です。

○河村委員

だとすると、その古いものについてはずっと不納が継続するわけね。そうすると、最終的には何、それは不納欠損で落とすようになるわけ。

○沖本建築住宅課長

過年度分につきましても現年度分と同様に、滞納整理要綱に基づきまして、催促状、督促状、文書や戸別訪問、電話等による納付指導を行ってございまして、家庭の事情で収入の状況によって納付の額に差はあるんですが、定期的ではないんですが、分納等をお



願いする中で納付を一緒にお願いをしております。

現に過年度分につきましても、大きな額ではありませんが、毎年幾らかの入りがあるという状況でございますので、諦めて不納欠損するというふうには現状は思っておりません。

以上です。

#### ○河村委員

努力はせんやいけんの、お願いをしたいと思いますが、そうは言いながら、現年度分から取っていくと、例えば10年とか、大きな数字が残ったときにどうするのかなど。ずっと入居が続けば、そのまま置いちょこうということもあろうと思いますが、引っ越しすることもあるわね、当然。そんなときには、過年度分というか、古い借金が残っちゃると、そのまま落とさざるを得ないことになりやせんですかね。それは規則的に現年度分を取っていくということになっているわけ。

#### ○沖本建築住宅課長

基本的には現年度分から先からというお話をしましたが、先ほど転居された場合をどうするかちゅう話なんですけども、転居されても、一応その転居先と、本人等がいらっしやれば、本人に電話や戸別訪問等を行って、分納なりお願いをしているところでございます。

以上です。

#### ○河村委員

分かるんですよ、気持ちは分かるんじゃないけど。物理的に、例えば遠方へ行った場合にはそういうわけにいかないんで、通常は、昔からあるように古いものから取っていくと、新しいのが残っていくという形が望ましいような気がするんですけどね。そうじゃなくて、そういうふうになったと、要は現年度分から先取っていくんじゃないことになったのかどうかちゅうのは、払い方が難しいんじゃないかなと思うんですが、どうですか、その辺は。

#### ○沖本建築住宅課長

初期の滞納をなるべくさせないということで、現年度分を優先しているところでございます。ただ、過年度分についても取らないかといえ、当然回収すべき債権でございますので、それについても職員が個別にお話をしながら、分納なり納付をお願いしております。

以上でございます。

#### ○河村委員

下水道が月3回、年間36回収納に行くと言いつたんじやが、住宅もそういうことな

んですか。

○沖本建築住宅課長

臨戸訪問等の回数につきましては、定期的に回るという形ではなく、先ほど言われましたように転居されている方もいらっしゃいますので、情報を電話等なりで交換しながら、チャンスがあればその都度訪問しているということで、実際に何件回っているというデータのほうは取っておりません。

以上です。

○河村委員

終わりますが、要は税金を含めて、滞納者はそういう滞納が多いんで、慣れた人、税金の収納係のような方が行くことが望ましいような気がするんで、たしか対策班みたいなのがつくったよね。そういう格好で効率のいい収納をやっていただいたらと思います。

以上です。

質 疑

○河村委員

さっきちょっと聞きかけたんですが、光井港の今漁港になっているところですね。砂利やなんかが積んであるところなんですが、ここの地目というか、光市の土地では今までなかったんですか。港湾費か何かのところ、165ページちゅうことやね。

○邊見監理課長

ここの決算に係るものはございません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

ここでいけば、港湾管理事務費のところ、行政財産使用料等に恐らく該当すると思うんですが、光港、島田川埠頭のところで言えば、使用料が入ってきておると思いますが、光井港についての使用料、あそこ一番下の土場があって、砂利とか、砂とか保管をしていますよね。それは、誰の土地なの。

○邊見監理課長

今御指摘のあった行政財産使用料につきましては、本市が虹ヶ浜海岸排水路のところを借りているほうの使用でございまして、市債費でございまして、入ってくるほうではございません。

○河村委員

だから、何でその分は入ってないのかと、こうやって聞きよるのいね。

○邊見監理課長

こちらは山口県の施設になりますので、山口県港湾施設管理条例に基づく施設になると認識しております。

以上でございます。

○河村委員

今あそこにある光井港の土場にある土地は県の土地という解釈でいいの。

○邊見監理課長

県条例がそこで定めてありますので、そういうふうに認識をいたしております。

○河村委員

分かりました。立野浅江線、農道で当初造った、浅江から周防まで行く道路なんですが、市道になって全くその管理が行き届いてないと思われるんですが、この決算で163ページの道路維持というところになるんですね。道路維持管理がどのような状況なんでしょうか。

○酒向建設部次長

道路維持、立野浅江線につきましては、業者に委託ということで草刈りは実施しております。あわせて、維持の作業班がございますので、作業班でも草刈りを実施して、通行の安全を確保しているところでございます。

○河村委員

山からの枝木についても相当茂ってしまっていて、日中でも結構日陰になっておるんですよ。そうすると、見通しが悪いということになるんですが、通行台数が少ないから、そういう状態で放置をされているのかということをお尋ねしたいんですが。

○酒向建設部次長

立野浅江線につきましては、道路河川課としても注視している路線でございますので、そういう地元からの要望、危険箇所、見にくいということがありましたら、スポット的に作業班等での草刈りは実施し、安全を確保できるように努めてはおります。

○河村委員

苦情の言い方が少なかったということになるわけいね。分かりました。

それから、ページを指定せえと言われると、なかなか難しいところがあるんですが、この間、一般質問で言うたんですが、赤線、青線のうち、全てが財産調書に載せようと、

こういう話じゃなくて。新しいマニュアルでいけば、令和元年の、1.5mを超える赤線については、財産管理に載せるんだと、こういうふうな御指摘があったんですが、赤線、青線の調査、委託を受けて調査をずっとしたと思いますが、その際の整理の仕方というのは、幅員あるいは延長、そういったものが皆記載してあるんですかね。

○邊見監理課長

赤線、青線につきましては、国から譲与を受けたときでございますが、このときは地先から地先までということで、地図上で図示したものと、あと延長、幅員等はございません。

以上でございます。

○河村委員

その中で、地先と地先は分かりましたが、財産として捉えたときには、幅員、通常、赤線の場合は90cmから1m50というような定義があるんだけれども、2m、3mの赤線があった場合の整理の仕方。

○邊見監理課長

そういった幅員等に関する整理等は行っていないように考えております。そういったものはございません。

○河村委員

だから、その場合の整理というのは、幅員が例えば3mあっても、それはただ単に赤線として処理をしたと、こういうことでいいんですか。

○邊見監理課長

処理をしたというのは、私の理解と違うかもしれませんが、特別な何か別のものをつくったりということとはございません。あくまでも譲与したときの資料にそういった場所と、地先から地先までというような内容が残っておるというようなことでございます。

○河村委員

通常、山の中にあるような赤線、あるいは田んぼの中にあるような赤線という意味合いでいくと、単なる通路という捉まえ方になるわけですから、当然幅員も狭いというのが前提になってくるんですが、中には幅員が大きい場合があるわけですね。

そんな場合の処理の仕方というか、そのマニュアルに書いちゃったのは、1.5m未満は財産価格にしたときに1円だったかな、そういう処理の方法になっていることで、幅員がもっと多いときには、そうじゃない適正財産を評価すると、こういう解釈に思えたんですが。だから、当時の受入れ方としちゃ、地先から地先までで、それ以外のことについては全くないということでもいいですね。

○邊見監理課長

ちょっと御質問の趣旨と違うかもしれませんが、国から財産を譲与受けるときに、道路法第90条で受け入れた部分と国有財産特別措置法で受けた部分があります。道路法というほうは、市道として使っているところに国の赤線等があった場合に譲与を受けておりました、こちらは、市が道路価値あるところにそういったものがあれば、市が譲与を受けることができるというようなルールになっております。

もう一つ申し上げました国有財産特別措置法というのは、議員さんが言われるような山の赤線とか、ああいった国からしても特に財産的な管理をしてないようなものを市に譲与するというようなものでございまして、2種類ございます、譲与のものが。

広いものは、おおむね市道とかになっておりますので、道路法のほうで譲与というような形になっているかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

赤線の場合は付け替えができるんで、通常の例えば道路が2mあって、赤線1m足したら3mになるというような格好で、赤線は赤線のままなんです、その場合はね。

だけど、今私が言いよるのは、もともとの幅員が大きいときに、その整理の仕方として、今財産として捉まえるというふうな今形になっていると、僕は理解をしたんでね。通常はそんなことはないんですよ。1.5mを超えるような赤線なんちゅうのは普通存在せんのやから。ただ、その辺りのところについては、ちょっともう一回検討を、あるのかないのかを含めて調査をしていただいたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」